

1. 平成22年第2回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

平成22年3月26日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第8号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第9号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第11号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第12号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程7 議案第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第14号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第16号 郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第17号 郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第18号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第19号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第20号 郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例について
- 日程15 議案第21号 郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第22号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第23号 郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第35号 平成22年度郡上市一般会計予算について
- 日程19 議案第36号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程20 議案第37号 平成22年度郡上市老人保健特別会計予算について
- 日程21 議案第38号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程22 議案第39号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程23 議案第40号 平成22年度郡上市介護保険特別会計予算について

- 日程24 議案第41号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程25 議案第42号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程26 議案第43号 平成22年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程27 議案第44号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程28 議案第45号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程29 議案第46号 平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程30 議案第47号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程31 議案第48号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程32 議案第49号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程33 議案第50号 平成22年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程34 議案第51号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
- 日程35 議案第52号 平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程36 議案第53号 平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程37 議案第54号 平成22年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程38 議案第55号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程39 議案第56号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程40 議案第57号 平成22年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程41 議案第58号 平成22年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程42 議案第59号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について
- 日程43 議案第60号 郡上市湯の平温泉の指定管理者の指定について
- 日程44 議案第61号 郡上市明宝温泉湯星館ほか1施設の指定管理者の指定について
- 日程45 議案第62号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程46 議案第63号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程47 議案第66号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程48 議案第67号 財産の無償譲渡について（大瀬子コミュニティ消防センター）
- 日程49 議案第68号 財産の無償譲渡について（郡上八幡千虎農林集会所）
- 日程50 議案第69号 財産の無償譲渡について（郡上八幡河鹿1区集落センター）
- 日程51 議案第70号 財産の無償譲渡について（郡上八幡河鹿2区集落センター）
- 日程52 議案第71号 財産の無償譲渡について（郡上八幡林農林集会所）
- 日程53 議案第72号 財産の無償譲渡について（栄町・今町・今小町集会所）
- 日程54 議案第73号 財産の無償譲渡について（愛宕町・朝日町集会所）
- 日程55 議案第74号 財産の無償譲渡について（東町二区集会所）

- 日程56 議案第75号 財産の無償譲渡について（剣研修所）
- 日程57 議案第76号 財産の無償譲渡について（大間見集会所）
- 日程58 議案第77号 財産の無償譲渡について（大間見いこいの家）
- 日程59 議案第78号 財産の無償譲渡について（河辺研修所）
- 日程60 議案第79号 財産の無償譲渡について（場皿集会所）
- 日程61 議案第80号 財産の無償譲渡について（大島コミュニティセンター）
- 日程62 議案第81号 財産の無償譲渡について（中西地区コミュニティ消防センター）
- 日程63 議案第82号 財産の無償譲渡について（高鷲小洞集会所）
- 日程64 議案第83号 財産の無償譲渡について（高鷲切立集会所）
- 日程65 議案第84号 財産の無償譲渡について（高鷲中洞集会所）
- 日程66 議案第85号 財産の無償譲渡について（高鷲向鷲見集会所）
- 日程67 議案第86号 財産の無償譲渡について（高鷲鷲見集会所）
- 日程68 議案第87号 財産の無償譲渡について（高鷲西洞集会所）
- 日程69 議案第88号 財産の無償譲渡について（美並勝原公民館）
- 日程70 議案第89号 財産の無償譲渡について（美並木尾多目的集会所）
- 日程71 議案第90号 財産の無償譲渡について（美並くじ本転作技術研修センター）
- 日程72 議案第91号 財産の無償譲渡について（美並半在転作技術研修センター）
- 日程73 議案第92号 財産の無償譲渡について（美並梅原集会所）
- 日程74 議案第93号 財産の無償譲渡について（美並高原集会所）
- 日程75 議案第94号 財産の無償譲渡について（美並門福手集会所）
- 日程76 議案第95号 市道路線の廃止について
- 日程77 議案第96号 市道路線の認定について
- 日程78 議報告第3号 行財政改革特別委員会の報告について
- 日程79 議報告第4号 過疎・辺地総合対策特別委員会の報告について
- 日程80 請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める請願について
- 日程81 請願第2号 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める請願について
- 日程82 陳情第2号 地方・住民を切り捨てる地方分権改革・道州制の流れを白紙に戻し国
（ 継 続 ） 民本位の地域行政の確立と中部地方整備局の事務所・出張所の存続に
ついて意見書の提出を求める陳情書
- 日程83 陳情第1号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての
陳情

日程84 陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情

日程85 陳情第3号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書

日程86 議発第1号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 本日の会議に付した案件

日程1から日程86まで

日程87 議案第97号 郡上市公平委員会委員の選任同意について

日程88 議発第2号 選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書について

日程89 議発第3号 地方分権改革の推進に関する意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	松井隆
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光

商工観光部長	田 中 義 久	建 設 部 長	井 上 保 彦
水 道 部 長	木 下 好 弘	教 育 次 長	常 平 毅
会 計 管 理 者	蓑 島 由 実	消 防 長	池ノ上 由 治
郡上市民病院 事 務 局 長	池 田 肇	国保白鳥病院 事 務 局 長	酒 井 進
郡上偕楽園長	松 山 章	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	日 置 良 一	議会事務局 議会総務課長	羽田野 利 郎
議会事務局 議会総務課長 補 佐	山 田 哲 生		

◎開議の宣告

○議長（美谷添 生君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、3月5日以来、大変な長丁場の会期でございましたが、いよいよ最終日になりました。連日の御出務、大変御苦労さんでございます。最終日、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時28分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（美谷添 生君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には9番 古川文雄君、12番 武藤忠樹君を指名いたします。

◎議案第8号から議案第23号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。日程2、議案第8号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程17、議案第23号 郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例についてまでの16件を一括議題にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第23号までの16件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました16件は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より御報告いただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告をいただきます。

各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、20番 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） それでは、委員会報告をさせていただきますが、少し風邪ぎみでのどを痛めておりますので聞き苦しい点があるかと思えますが、よろしく願いいたします。

総務常任委員会報告書。

3月5日の平成22年第2回郡上市議会定例会において付託されました条例議案16件、予算議案12件、その他議案29件、請願2件について、3月11日、12日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

条例議案。

議案第8号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、郡上市退職手当審査会の設置に伴い、退職手当審査会の委員を特別職職員に加えるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第9号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、郡上郡町村合併協議会における経過に基づき、特別職報酬等審議会の答申も踏まえ、報酬を改定するものであるとの説明を受けました。

委員から修正案が提出され、修正案は附則の平成22年4月1日を平成24年4月11日に改めるものであり、提出委員から、今回の配慮に感謝するが、社会情勢から見た場合に平成24年から施行するという修正案であるとの説明を受けました。

平成24年施行の根拠について質問があり、経済情勢を踏まえたことが大きく、原則としてはこの判断が最善であると認識しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、賛成多数で修正案を承認し、また修正承認した部分を除く原案を賛成多数で承認することに決定しました。

なお、修正案については別紙のとおり報告します。

別紙、議案第9号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案、議案第9号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年郡上市条例第46号）の一部を改正する条例案の一部を次のとおり修正する。附則中「平成22年4月1日」を「平成24年4月11日」に改める。

議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、平成21年8月の人事院勧告で、月60時間を超える時間外勤務を行った場合の時間外勤務手当支給割合の引き上げ、及びこれにかわる代休時間制度を創設するもので、これは時間外勤務手当を多く支給することが目的ではなく、労働基準法の改正に伴い、時間外勤

務を強く抑制することを趣旨とするものであるとの説明を受けました。

委員から、職員の時間外勤務の状況、健康状態について質問があり、平成20年度実績で、時間外勤務手当の支給対象者は管理職を除き924人で、月別集計によると総時間数は9万220時間で、平均で年98時間、月当たり8時間という状況になっている。月60時間を超える状況は、月ごとで同じ職員も含まれるが、延べ87月分となっている。時間外勤務の実績により新制度の手当を試算すると69万5,030円の増額が見込まれ、代休付与の場合は422時間分となる。病気休職中の職員の現状は、長期の休職者は3人で、メンタル面が要因であるとの説明がありました。

また、職員の健康管理面について質問があり、メンタル面で2名の保健師が毎月第2火曜日を相談日として身体と心の相談に応じている。治療が必要な場合は受診を助言している。時間外勤務は、3ヵ月に1回、全職員のデータを部長級に送付し、平均で月25時間を超えないように指導しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第11号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、個室型店舗における火災時の避難管理のため、外開き戸で避難通路に面するのは自動的に閉鎖する規定を追加するものであるとの説明を受けました。

委員から、市内の該当施設について質問があり、現在のところ1施設のみで、建設中のものも対象がないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第12号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定について。

農林水産部長から、郡上旬彩館やまとの朝市の新設に伴う条例の整備であるとの説明を受けました。

また、都市住宅課長から、施設の位置や工事概要等について説明を受けました。

委員から、商業ベースの見込みについて質問があり、今年度の見込みは約1億1,000万円で、今後は2億円も目指すとの説明がありました。

また、現施設の考え方や建設事業費について質問があり、現施設は朝市としては使用しない。道の駅の指定管理者が今後の活用方法を検討している。現在使用している朝市が移転することになる。工事費については、造成に781万2,000円、建築に5,407万5,000円、設計監理に275万1,000円であるとの説明がありました。

農家などへの周知について質問があり、21年7月ごろから朝市連合で協議し周知済みで、調整を進めているとの説明がありました。

現施設の廃止理由と新設の規模について質問があり、拡張の検討をしたが、駐車場の関係もあり増設ができなかった。今後の農業振興の核となる施設として新設した。規模は現施設の

1.5倍になるとの説明がありました。

指定管理料について質問があり、使用料で1ヵ月当たり6万円を条例に規定し、使用料として年に72万円を市が収納し、指定管理料として72万円を指定管理者へ支払うとの説明がありました。

朝市の会計処理や組合員への会計上の措置について質問があり、収益事業の会計は組合で行い、組合員については今までと変更がないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長及び畜産課長から、家畜共済の事務取扱要領等の一部改正に伴い、獣医師の嘱託契約による代理受領を追加するものであるとの説明を受けました。また、別表中のA種、B種についての説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第14号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、市営水沢上牧場の放牧料を、市内在住者は300円を200円に、市外者は400円を300円にするもので、値下げによる放牧の増加を期待しているとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について。

水道部長から、簡易水道施設の認可変更に伴い、給水区域、給水人口及び給水量の変更と一部修正を行うものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第16号 郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について。

水道部長から、整備事業の進捗状況等により、合併時から懸案となっていた下水道料金について平成26年度から市内統一料金とするものであり、経過措置を設け、順次進めていきたいとの説明を受けました。

委員から、今後の市民への説明について質問があり、改正内容は5月広報に概要を掲載予定で、内容が複雑になるため、水道料金と同様に、地域別に折り込みチラシ等を準備して配布したい。また、各地域の自治会長会に全体の改正状況も含めて説明し、理解と周知に努めていくとの説明がありました。

また、接続率や経過措置による段階的な増収、料金統一後の増収について質問があり、接続については、下水道法や条例などで接続義務はあるが、強制力がない。接続には宅内工事の費用負担も必要であり、接続促進には困難な面もあるが、生活環境の向上や公共用水域の保全などの観点から、理解をいただくよう接続促進に取り組んでいきたい。料金統一による影響額に

については、21年6月の使用状況に統一料金を当てはめて試算すると、21年度決算見込み額での比較では約5,600万円増の約6億円となり、統一後は接続率の伸びなども考慮すると約8億5,000万円を見込んでいるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第17号 郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例について。

水道部長から、下水道受益者負担金及び分担金を統一するものであるとの説明を受けました。

委員から、公共下水道の状況について質問があり、八幡の都市環境センターの整備状況は、27年度までを事業計画期間として取り組んでおり、4期による整備計画の中で3期までが完了している。3期までの整備で当面運用が可能ではないかと思われる。人口推移も見ながら今後の増設については検討していきたいとの説明がありました。

若者の定住促進について、下水道事業での配慮はあるかとの質問があり、定住促進について下水道事業では配慮していないが、水道、下水道のインフラ部分では適切な負担をいただいた上で農林関係の予算で支援を計上していることや、住宅政策、雇用政策、産業政策等の面で活性化を図っていきたいとの説明がありました。

負担金及び分担金の一括徴収について質問があり、現行の分担納付制度は統一までは引き継ぐこととしているが、現行では、ほとんどの地域で供用開始後は一括徴収としていることから、統一後は一括徴収でお願いしたいとの説明がありました。

都市計画事業の負担金とそれ以外の分担金について質問があり、負担金については都市計画事業の中で実施されたもので都市計画法の適用を受け、分担金については、都市計画エリア以外の事業で実施されたものであり、地方自治法の適用を受ける。事業の背景で成り立っているので、制度上統一するのは難しいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第18号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

社会福祉課長から、乳幼児等医療費助成事業について、これまで小学生は通院及び入院、中学生は入院を助成対象にしてきたが、4月以降は中学生の通院も助成対象とするとの説明を受けました。

委員から、支給方法について質問があり、受給者証の発行により窓口での支払いは必要ないが、県外医療機関等では一たん支払った上で申請手続が必要であるとの説明がありました。

対象者と予算額や周知方法について質問があり、中学生の対象者は1,416人を見込み、通院助成に係る予算は2,817万6,000円で、小学生の実績に基づいて算出している。医療機関等への通知、広報媒体での周知、振興事務所担当者との打ち合わせ、保護者への文書発送の準備がさ

れているとの説明がありました。

また、今回の実施に際して質問があり、今年度において小学生の通院を助成対象として動向を見させていただいたが、実態として必要に応じた受診で、コンビニ受診と言われるような苦情はなく、適切な受診であった。助成額としても想定の範囲内であった。子育て支援の施策として福祉医療費助成は標準装備として必要な状況となり、支援していくことが郡上市においても望まれると判断して実施となった。市財政においても継続運用ができると判断し、段階的に着実に推進すべきとの議会からの意見を踏まえて実施したとの説明がありました。

審査の結果、本委員会として全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第19号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

社会福祉課長から、社会福祉協議会が新しくウイングハウスを建設し運営していくことから、市事業所としての位置づけを廃止するとともに、すみれ作業所の定員を15人から20人に変更するものであるとの説明を受けました。

障害福祉サービス事業所の運営と社会福祉協議会との連携について質問があり、ウイングハウスは社会福祉協議会の直営事業所となるが、その他の事業所も社会福祉協議会が指定管理者となって運営しており、引き続き連携を保っていきたいとの説明がありました。

市からの指定管理料などについて質問があり、ウイングハウスは社会福祉協議会が事業主体となって有利な補助事業を活用して建設したが、利用者の増加も見込まれ、市の施設ではないため、ウイングハウスへの指定管理料の支払いは予定していないとの説明がありました。

施設におけるボランティア活動について質問があり、ボランティアの育成は社会福祉協議会の重要な事業の一つであり、施設を活用して育成しながら活動の場に行える点で、社会福祉協議会が運営していることの強みではないかとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第20号 郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例について。

児童家庭課長から、子ども手当及び子育て支援金の創設による廃止であるとの説明を受けました。

委員から、子ども手当の海外での支給対象者と、新しい子育て支援制度について質問があり、条例と要綱について検討し、罰則や制限を設ける場合は条例でなければならないとされているが、本要綱にはその規定がなく、また他の自治体でも同様の事例があることから要綱とした。外国人登録者で8世帯13人に児童手当を年に47万円支給している。申請主義で、子どもが海外にいる場合も対象になるが、郡上市では現在のところ対象がないとの説明がありました。今後は議決要件で透明性が高い条例制定を求める意見がありました。

また、負担区分と支給月について質問があり、当初は全額国が負担するものであったが、児童手当相当分は負担することになり、所得制限なしの部分と新たな中学生支給分は国が全額負担することになった。支給月については、児童手当と同様、2月、6月、10月の年3回で、今年度の6月支給分については3月分までの児童手当との関係で変則的になるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第21号 郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

高齢福祉課長から、郡上八幡老人憩いの家はここ数年利用がなく、地元で有効に活用したいとの強い要望があり、廃止するとの説明を受けました。

委員から、維持管理について質問があり、市の普通財産とした後、地元との貸借契約を予定しており、協議の中で地元が修繕等維持管理をしていくとの説明がありました。

その他の老人憩いの家や老朽化の対象について質問があり、すべてのケースについては把握していないが、今回は地元が有効利用したいとの意向であり、広い敷地の整備も含めて貸借契約として10年間ぐらいという要望であり、管理、補修は地元で行うとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第22号 郡上市立病院等職員宿舎設置条例の一部を改正する条例について。

国保白鳥病院事務局長から、国保白鳥病院医師住宅は老朽化などで医師住宅として利用がないことから、普通財産として有効利用するため管理移管するとの説明を受けました。

委員から、建物の今後について質問があり、普通財産に移管し、住宅として使用できる範囲内で使用していきたいとの説明がありました。

住宅の料金について質問があり、現行では月に1万8,000円の家賃で利用してもらっているとの説明がありました。

耐震について質問があり、耐震については、昭和56年の建設であり、現行の耐震基準をクリアしているの見込んでいるとの説明がありました。

また、移管した後、医師住宅に不足が生じないかとの質問があり、民間から借用し提供している宿舎に現在も空室があり、十分対応できるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第23号 郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、白鳥の公務員宿舎を教職員住宅とし、那比の教職員住宅は、小学校の統廃合に伴い、利用がないため廃止するとの説明を受けました。

委員から、那比の教職員住宅の条例削除について質問があり、土地は市有地であり、今後の

利用について地元で打診中であるとの説明がありました。

利用の申し出による対応について質問があり、貸与ではなく売却したいとの説明がありました。

また、教職員のための住宅確保義務について質問があり、教職員住宅の整備義務はなく、民間住宅への入居もある。民間住宅もなく通勤できないところについては整備が必要となるが、交通事情の変化でかなり遠方から通勤している者もいる。既存住宅は多くが老朽化しており、臨時交付金などを活用して住環境を整備してきたところであるとの説明がありました。住宅の維持管理の問題や、教員の意向を把握した住宅の整備などの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸。

以上で報告を終わります。

○議長（美谷添 生君） 続きまして産業建設常任委員長、15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 産業建設常任委員会の報告を、朗読をもってかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

3月5日開催の平成22年第2回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例関係6件、予算関係4件、指定管理者関係4件、その他関係2件について、3月11日、12日に産業建設常任委員会を開催し、審査をしました。また、12月定例議会において継続審査となっておりました陳情第2号について審査をしましたので、その経過と結果について報告をします。なお、経過については主な内容を報告します。読み間違いがありましたらお助けください。よろしく願いします。

条例関係です。

議案第12号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定について。

農林水産部長から、郡上旬彩館やまとの朝市の新設に伴い、所要の規定を整備するとの説明がありました。

委員から、条例第8条に「公益上その他特別な理由」とあるが、具体的にはどういうことかとの質問があり、公益上その他特別な理由とは、災害等の不可抗力によって施設が使えない場合との説明がありました。

使用料について質問があり、今までの使用料は5万円であったが、旬彩館の場合は6万円で、使用料の基準は面積案分となっているとの説明がありました。

今までの道の駅における売り上げ及び朝市が使っていた場所の今後の使用について質問があり、売り上げは、平成21年度の見込みではあるが、1億1,172万4,000円で、場所については郡

上大和総合開発（株）の理事会で現在協議されているとの説明がありました。

他の地域から旬彩館に野菜を持ってきて販売することはできるかとの質問があり、郡上市全域での物流を朝市連合と協議し、3月末までにまとめていきたいとの説明がありました。

朝市連合をまとめていくのはどこかとの質問があり、平成22年4月から市が事務局を持つことになり、市、連合、生産者が連携を図り進めていくとの説明がありました。

利用者の出荷手数料等規定について質問があり、生産者の手数料規定については組合が決定するとの説明がありました。

白鳥の朝市は商社がまとめ買いに来たが、旬彩館ではどうするかとの質問があり、一般的には個人の方が買いに来る。商社の受け入れについては考えていないとの説明がありました。

朝市連合は、市内への出荷はもちろん、市外にも目を向け、大きく発展してほしい。販売ルートの問題になるが、今後の検討課題としてほしいとの質問があり、農業振興の中で生産者の所得の向上は担い手育成にもつながる大切なことである。まずは、郡上市の中でどれだけできるかを考え、その上で市外への出荷についても朝市連合と考えていきたいとの説明がありました。

各朝市を結ぶ物流システムについての考え方はあるかとの質問があり、物流についてはいろいろな調整を行っているところであるが、国道156号沿いの朝市は高鷲から美並につながっている。現在、郡上（高鷲）から可児市のとれった広場へ出荷しており、それに便乗する考えである。明宝、和良については、トマト選果場まで運び、そこから各朝市へ流していくとの説明がありました。

値段の設定について農協の理解が必要ではないかとの質問があり、農協とも打ち合わせをし、理解はいただいている。とれった広場との価格差も出てくるが、適正な価格でやっていきたい。現在、各地域の朝市の単価にはばらつきがあるが、今後、朝市連合と調整を図るとの説明がありました。

生産者への指導・育成について質問があり、市において今まで普及センターがほとんど生産者の指導を行っていたが、これから県の行政改革で普及センターのあり方も変わってくるため、4月以降、県と市がタイアップしながら指導をしていきたい。また、農薬等の研修・指導についてもあわせて行っていくとの説明がありました。

品物が売り切れたらすぐ補充できるシステムはあるかとの質問があり、朝市から各生産者へどれだけ売れているかメール配信するサービスについて、国の補助を受け、平成22年度から旬彩館で試行的に行っていきたいとの説明がありました。

生産者によっては、キュウリ3本100円という人もいれば、無農薬で栽培しているから300円で売りたいという人もいる。今後、値段設定の中で品質のいいものは高く設定するというこ

も大切であるとの質問があり、安心・安全な食品にも関連してくると思うが、農産物に生産履歴をつけて行っていくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、家畜共済の事務取扱要領等の一部改正に伴い、家畜の診療、人工受精及び受精卵移植等に関する手数料の納付方法について規定を加えるとともに、診療手数料の不正を抑制するため、家畜の診療に関する手数料の算定基準を改めるため、所要の規定を整備するとの説明がありました。

また、畜産課長から、診療報酬のA種、B種について、資料に基づき説明がありました。

今までの診療報酬は技術料を含めて支払っていたものを、これからは分離して支払っていくことになるかとの質問があり、技術料については嘱託獣医契約の中に含まれる。必要経費については共済組合へ請求することになるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第14号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長及び畜産課長から、平成18年度以降、水沢上牧場の牧場使用料を300円に値上げした結果、利用頭数が減少したため、畜産農家が利用しやすい適正な価格200円に値下げをし、放牧事業を円滑に推進するため、所要の規定を整備するとの説明がありました。

委員から、200円に値下げすることで牧場経営に影響はないかとの質問があり、使用料を値下げすることで利用頭数がふえ、収入がふえると見込んでいる。また、使用料の金額設定は、いろいろ計算した結果、平成18年に適正料金を300円としたが、実際は畜産農家のことを考えた場合、施設を広く有効に活用してもらうためには料金を下げて入牧頭数をふやす必要があることから、現状下では200円という価格が適正と判断したとの説明がありました。

牧場の受け入れ頭数について質問があり、1日100頭との説明がありました。

牧場を利用する畜産農家の戸数と頭数について質問があり、戸数は56戸で、繁殖和牛の数は2月1日現在778頭との説明がありました。

畜産振興の将来的な目標、振興計画について質問があり、畜産農家と2ヵ月に1回座談会を行うとともに、畜産全体の計画については、酪農・肉用牛生産近代化計画の中に立てているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について。

水道部長から、簡易水道施設の認可変更に伴い、給水区域、給水人口及び給水量の変更と一部の修正を行うため、この条例を整備するとの説明がありました。

委員から、明宝地域の給水人口等の変更について、単に間違いかとの質問があり、今回、変更認可による改正に伴い認可書をすべて確認したところ、掲載誤りを発見したことによるものと説明がありました。

ひるがの簡易水道の減圧弁設置の理由及び進捗状況について質問があり、配水管の老朽化及び水圧が一般的数値より高く、漏水の原因となり得るため設置することとした。現在完成しているとの説明がありました。

上神路の簡易水道事業について、地区名、事業計画について質問があり、地域の呼び名、通称「上神路」であるが、正式には「下古道」となる。平成22年度に取水・管路施設工事、23年度に配水池、浄水場、管路施設工事を実施し、24年度に完成予定であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。
議案第16号 郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について。

水道部長から、下水道使用料金の統一、相生地区農業集落排水処理施設の追加及び個別排水処理施設の変更のため、この条例を整備するとの説明がありました。

委員から、地域ごとの使用料の値上げの格差における、検討会議の総合的な判断について質問があり、検討会議については、市の方針としては白紙の状態下水道の現状、旧町村の状況を説明した上で御意見をいただいた。今後の財政状況を勘案し、維持管理費を回収可能な単価で方向性を統一した背景がある。検討会議についても御意見をいただくままにしておくわけではなく、このような形で意見を取り入れ、今回議決後に統一料金等の説明をしたい。各地域についても、4月からの自治会長会議で経過及び結果について説明していきたいとの説明がありました。

行政の方針として約180円の統一料金の提案であるが、住民への負担を最小限にするため、一般住宅が対象となる15から60立方メートルを160円にできないかとの質問があり、下水道事業が維持運営できる料金でお願いしたい。料金を下げれば、その不足部分に市の財源を充てなければならず、他のサービスが低下することにもつながるとの説明がありました。

下水道料金を含めて高鷲地域は水道料金等が値上がりしている。地域のスタッフへの周知はしてあるのかとの質問があり、地域職員も市民に対し十分な説明ができるよう徹底していくとの説明がありました。

平成22年度歳入予算案に対して、値上げ部分等、新料金の反映はしているのかとの質問があり、議決前なので反映していない。現状の料金体系で歳入計上しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第17号 郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例について。

水道部長から、下水道受益者負担金及び分担金を統一するため、この条例を整備するとの説明がありました。

委員から、使用料金は平成26年度統一まで経過措置があるが、分担金に関しては経過措置がなく、26年度に一気に統一することについて問題はないかとの質問があり、分担金についても激変緩和のための経過措置等を検討したが、統一後の額に比べ同一地域内でも事業所等においては上がることも下がることもあり、最終的に26年度に統一することとしたとの説明がありました。

八幡地域都市計画区域内の1平米560円と、それ以外の地域の統一分担金32万円との整合性について質問があり、八幡地域都市計画区域内の1平米560円については、賦課済みであり、変更はない。32万円については、統一料金という観点から現状の加重平均としている。32万円を560円で割ると、八幡地域都市計画区域内では敷地面積約570平方メートルのところは当てはまるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

上記のとおり報告をいたします。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（美谷添 生君） 続きまして文教民生常任委員長、13番 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

3月5日の平成22年第2回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例議案6件、予算議案7件、その他議案1件、陳情3件について、3月11日、12日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

1. 条例議案。

議案第18号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、乳幼児等医療費助成事業において、通院に係る医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大するための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、国や県の制度を超えて市が充実させるということは、財政的に良好と受け取られて交付税等に影響は出ないかとの質問があり、県から具体的な通知等はなく、乳幼児等医療費助成事業において、入院については県下全市町村が中学生までを無料の対象とし、通院についても29市町村が中学生までが無料の対象である。県下の市町村の多くが中学生までの通院・入院に係る医療費を無料化とする傾向であるので、国や県に対し制度拡充のお願いをしている状況であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第19号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、ウイングハウスを社会福祉協議会が建設し運営するため、市事業所としての位置づけを廃止するものである。また、すみれ作業所を単独事業所として県の指定を受けるためには定員が20名以上必要であり、郡上特別支援学校の卒業生等の利用が見込まれるため、定員をふやすものであるとの説明を受けました。

委員から、すみれ作業所の定員が5名増となることで作業スペースに支障はないかとの質問があり、すみれ作業所が行っている就労継続支援B型には面積要件は特になく、新しい施設であるため、対応可能であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第20号 郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例について。

健康福祉部長から、郡上市子育て支援金の創設に伴い、郡上市子育て支援手当条例を廃止するものであるとの説明を受けました。

委員から、創設される子育て支援金は第3子以降の出産ごとに1回限りの支援金であるかとの質問があり、そのとおりで、1回のみであるとの説明がありました。

委員から、外国人登録原票に登録されているという意味は、日本人だけではないという意味かとの質問があり、就労等の関係で海外から日本に来られた方は、住民票への登録制度ではなく、入国管理局の許可のもと市の外国人登録原票に登録しており、その方たちにも出産前と出産後にそれぞれ4ヵ月以上登録されていれば支給されるとの説明がありました。

子どもが外国で生まれた場合は支給されるのかとの質問があり、郡上市に登録されておれば支給する。また、4月1日に子ども手当とかわる児童手当では、現在、外国人登録原票に登録されている方では8世帯13名の方に支給されており、外国に子どものいる場合の支給対象者はいないとの説明がありました。

また、子ども手当については国の法令がようやく通過する現状で、まだ市には変更等についての通知がない状況であり、外国人については、基本的に児童手当に沿い、情報把握を行い、上部機関に確認しながら厳格に対応するとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第21号 郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、郡上市八幡老人憩いの家について、現在、市で利用しておらず、地元の相生自治会から地元管理として有効に利用したいとの申し出があり、このため廃止にして地元

へ無償賃貸契約にて貸し出したいものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第22号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について。

国保白鳥病院事務局長から、郡上市国保白鳥病院医師住宅は、昭和56年の完成以来、大きな改修もなく、老朽化が激しい。また、医師の住宅として民間経営の白鳥セントラルマンションをお願いしており、同医師住宅は近年利用がないことから、普通財産として管理するための条例改正であるとの説明を受けました。

委員から、同医師住宅は今後使用するのか、それとも解体するのかなどの質問があり、市としては見直しをかけていく予定であるが、同医師住宅については市有住宅管理条例に沿って普通財産として管理し、警察官など宿舍として利用するとの説明がありました。

また、賃貸契約となれば内部の改修については、借り主、貸し主どちらで行うのかなどの質問があり、市有住宅と同じ取り扱いで賃貸借契約を行うことから、警察官が入る前に、事前に市での補修が必要であるとの説明もありました。

委員から、白鳥セントラルマンションの家賃について質問があり、家賃は標準的な部屋で8万5,000円である。これは駐車場及び共益費を含んでおり、このうち2万円を医師個人より徴収し、残りの6万5,000円を病院にて負担しているとの説明がありました。

委員から、敷地について質問があり、同医師住宅の部分は借地で、旧病院の駐車場部分は市有地であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第23号 郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、白鳥教職員住宅は、同地域内の老朽化した教職員住宅にかわる住宅として位置づけるものであり、那比教職員住宅は、相生第二小学校の統合によって教職員の利用者がなくなったことに伴い、廃止するものである。郡上市内の教職員住宅は現在16棟で、戸数は97戸あり、61戸に入居されている。また、小・中学校の教職員数は467名で、そのうち市外に住所がある方は97名であるとの説明を受けました。

白鳥教職員住宅の使用料については、世帯用は、教職員に対し住宅手当が支給されるのが1万2,000円を超える場合であるが、地方公共団体から貸与された職員宿舍に居住している者には住宅手当が支給されないことを考慮し、1万2,000円とした。また、単身用は、間取りが似ている大和町の島教員住宅を参考に、建築年数が新しいため1万円にしたとの説明も受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷

添生様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

○議長（美谷添 生君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時31分）

○議長（美谷添 生君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時41分）

○議長（美谷添 生君） それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第8号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は修正であります。

質疑を省略して、原案及び修正案についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） それでは、原案及び修正案に反対の討論を許可します。

4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この条例は、原案と修正案という形で今出ておりますので、原案に対することと、それから修正部分についての反対の討論を行います。

まず、この提案は、経過を申しますと、議員の側からもぜひ上げるべきであるというようなお話がありまして、そんな中から提案をされ、市の報酬審議会にかけられ、報酬審議会からも

答申が出されまして、そして答申も引き上げについて望ましいということで出されておると。一言、議員の議員活動の充実を望むというような添え書きがあつて出されております。

それで、経過の中で、合併協議会で定数特例を採用しまして、30人で初めの議会は定数で行われたと。これは特例であるということもありまして、この特例が30人以下、26名でしたけれども、当時のあれは。それ以下になった今回の、20年でしたか、この選挙のときには21名に減員をされておりますので、その減員されたときには議員報酬の引き上げを考慮するというような、合併協議の調整方針があつたということから、これに出されております。この提案は実は昨年も行われまして、昨年も報酬審議会で検討されて、経済情勢等を勘案された結果、引き上げは望ましくないということで答申がなされておると、それを経過して、ことしの諮問が出されて、答申が出されたと。それで今回は認められたということなんです、これについても私は、なぜ去年はだめだったけれどもことしはよくなったかという理由は十分ではないというように私は思っております。

それから、今回引き上げをする理由はいろいろ述べておられますけれども、私はこの歳費の決定についてはいろんな条件があると。そのときの情勢や市民の認識、いろいろありますので、ただ合併協議の折にこういうことだったからどうでもこうしなきゃならんということではなしに、その状況の中で判断をすべきであると。その場合に、私は、今は引き上げをするような状況ではない。特に昨年度も期末手当等の引き下げまで行われたような状況であるのに、今、数ヶ月を経ずして引き上げという理由が納得を得ることはできないというように私は思っております。

そして、修正案でございますが、皆さんの中にそういう情勢認識の中で今は適切でないぞという声がかかなりあつたということは認識をしておりますけれども、そういう中で、しかし、郡上の歳費は非常に低いと。上げるべきであると。それから、議員活動をしっかりやるためにはもう少し上げないと、特にこれからの若い立候補しようとする人たちにとっても十分活動ができないというような意見がございました。それで2年の延期と。引き下げといたしますか、引き延ばしになつたわけでございますけれども、私は、これは2年先ですので、その状況は全くわからないと。今現時点で私自身引き上げるべきでないと考えておることが、その先はどうなるかわかりませんし、状況は。現在の郡上市の財政事情からいっても、県下で最も厳しい情勢にありますし、議員の歳費も一番最低ではなしに、もっと低いところもありますので、そういうことを考えますと、2年先はまたそういう条件を十分加味して決定する必要がある。特に議員が自分たちの歳費ですから十分検討して、これなら市民に納得していただけるという形で提出する必要があるということを思いますので、今回のこの条例と修正案については反対を申し上げます。

○議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） そうしましたら、原案及び修正案に賛成の討論を許可します。

9番 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 反対の討論がございましたので、本案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど委員長報告にもございましたように、町村合併協議会におきます経過に基づきまして、日置市長の格段の御配意によりまして、報酬審議会に諮問をされまして、その答申を踏まえ、このたび条例改正提案されたことでありまして、このことは重く真摯に受けとめ、感謝すべきことであるというふうに思っております。

提案されました報酬内容は、合併協議会の調整方針に基づきまして適正化を図っていただきましたけれども、昨今の社会・経済情勢を踏まえまして、現職といたしましては24年の4月に実施すると修正を付しまして、この判断が最善であるというふうに判断をいたしまして、この条例に賛成するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（美谷添 生君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 以上で討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は、修正であります。

まず、委員会の修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（美谷添 生君） 賛成多数と認めます。よって、委員会の修正案は可とすることに決定いたしました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分を、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（美谷添 生君） 賛成多数と認めます。よって、修正決議した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とするこ

とに決定しました。

議案第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第14号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第15号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第16号 郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第17号 郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例につい
て、質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第18号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行
います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第19号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決いたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第20号 郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とする
ことに決定いたしました。

議案第21号 郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ
いて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第22号 郡上市立病院等職員宿舎設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行
います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第23号 郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第35号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程18、議案第35号 平成22年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査を付託してあります。

委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長、18番 森藤雅毅君。

○18番（森藤雅毅君） それでは、平成22年郡上市議会予算特別委員会の報告をいたします。

3月5日の第2回郡上市議会定例会において審査を付託されました、議案第35号 平成22年度郡上市一般会計予算について、3月8日、3月17日に予算特別委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をします。

委員長に森藤雅毅、副委員長に清水正照委員を選出後、予算の説明を求め審査しましたので、その概要を報告します。

歳入予算について。

市税滞納分の徴収率の変更について質問があり、個人住民税及び固定資産税の徴収率については、過去3年間の徴収率で最も低い値をもととし、不確定な要素もあるため、安全率を考慮しているとの説明がありました。

たばこ税の安全率の変更について質問があり、10月の税率変更による影響を加味しているとの説明がありました。

個人市民税の特別徴収に関連して、前々年度以前の滞納について質問があり、特別徴収は事業主が雇用者から徴収するものであるが、事業主から市への支払いがされない場合があるとの説明がありました。

固定資産税に関連して、土地の課税標準額の増加について質問があり、土地の課税標準額は

評価額の7割にすることとなっているが、現在の課税標準額は7割を下回っており、負担調整措置により徐々に7割に近づけていくため、地価が下がっても課税標準額が上がるという現象が起こっているとの説明がありました。

また、償却資産の課税標準額の増加について質問があり、市内の法人の償却資産と広域的に事業を行う法人の償却資産の大臣配分があるが、今年度の増加は主に中部電力の大臣配分がふえたことによるものであるとの説明がありました。

利子割交付金の交付見込み額の算出方法について質問があり、県に示した22年度の見込み額に21年度の市の交付基準率と、安全率を掛けたものであるとの説明がありました。

自動車取得税の交付見込み額の算出方法について質問があり、県が示した22年度の見込み額を道路延長分と道路面積分に分け、それぞれについて21年度の市の交付基準率と安全率を掛けたものであるとの説明がありました。

県営土地改良事業分担金の減少について質問があり、県営中山間地域農村活性化事業のうち、白鳥・大和地区での事業が21年度に完了し、新たな事業は測量が主となること、和良地区での事業が分担金徴収の対象外としている農道の事業が主となることによるとの説明がありました。

妊婦検診公費負担拡充交付金の増加について質問があり、受診者1人当たりの交付金額がふえたことによるものであるとの説明がありました。

生活保護適正化推進事業補助金について質問があり、医療扶助レセプト電子化等に対する補助であるとの説明がありました。

住宅・生活支援対策事業補助金について質問があり、離職者で住宅を喪失した場合やそのおそれがあるときに、住宅手当を支給し、就労支援等を図るための補助であるとの説明がありました。

自主運行バス総合補助金の減額について質問があり、県全体の補助金が減額されることを見込んでいるとの説明がありました。

臨時財政対策債の発行のあり方について質問があり、臨時財政対策債は国から交付される普通交付税が、国の財源が不足するため全額支払われず、財源不足を埋めるために国から認められた起債のことである。必ずしも限度額まで借る必要はないが、本来は交付税として支払われる分である上、郡上市は交付税に頼っており財政も厳しいことから、制度を信頼して認められた限度額で借入れを行っている。ただし、むやみにふやすのは地方交付税制度の将来の安定性を阻害するため、慎重な運用が求められるとの説明がありました。

教育費雑入のその他について質問があり、白山文化博物館と道の駅の電気料が一括請求であるため、市が全額支払い、道の駅から電気料を受け取っているとの説明がありました。

歳出予算について。

議会費。特に質疑はありませんでした。

総務費。I P音声告知システムの緊急時の対応について質問があり、無線放送との連動システムの構築によって対応していくとの説明がありました。

I P音声告知システムの停電時の対応について質問があり、I P音声告知システムでは対応できないが、無線などには対応できる装置や蓄電池を備えているとの説明がありました。

FM放送を利用した告知システムの構築について質問があり、今回の更新に当たっても検討したが、I P電話の利用も多いため現状のシステムを維持することとなった。次回更新時に御意見の一つとして考慮したいとの説明がありました。

I P音声告知システムの落雷等に対する問題解決について質問があり、完全な解決ではないが、新しい機種ではリスクが軽減されているとの説明がありました。

市有林整備事業のうち、択伐の詳細について質問があり、古道市有林について行うもので、林齢はヒノキで97年生が1ヘクタール、94年生が0.6ヘクタールである。費用は択伐に176万2,000円、運搬に69万3,000円としている。択伐材の売払収入については、金額が確定した時点で補正等を行い対応したいとの説明がありました。

ふれあい交流事業の詳細について質問があり、委員は5名に委嘱している。また、運営協議会における情報交換会の開催、婚活パーティーや交流会などの開催、結婚相談への対応、啓発活動を行うとの説明がありました。

民生費。やまびこ園の入園者数と大和地域の児童数の乖離について質問があり、保護者の都合で他地域の保育園に通わせる場合もあると聞いているが、大和地域の事情は把握していないため、分析をしたい。ただ、職員数の減少は、入園児童をもとに国で定めた法定職員数を根拠に配置していることや、障がい児の受け入れによる加配職員数に基づいたものであり、児童数の乖離とは関連がないと考えているとの説明がありました。

自殺予防対策事業について質問があり、自殺予防対策協議会のメンバーは、関保健所、医師会、社会福祉協議会、警察、法務局、人権擁護委員等を考えている。実態を把握して対策を考えるとともに、啓発や先進地研修などを行いたいとの説明がありました。

中学生以下の医療費無料化について質問があり、小学生の無料化に伴い懸念された安易な受診は今のところ見られない。他市町村でも取り組みが進んでおり、郡上市でも無料化の対象を中学生の通院まで拡大したいとの説明がありました。

緊急通報システムの整備について質問があり、現在、市内で580台ほどを設置している。65歳以上のひとり暮らしの世帯は住民基本台帳上1,800世帯ほどあり、すぐすべてに設置するのは無理であるが、今後も計画的にふやしていきたい。なお、現在の在庫は50台ほどであるとの説明がありました。

低年次保育対策事業の減額について質問があり、21年度は4園が対象だったが、22年度は2園に減った。年度により対象となる事業を行う保育園数が変わるため、大きく増減することがあるとの説明がありました。

衛生費。病院会計繰出金の増額に関して、国保白鳥病院の第2種不採算地区病院指定について質問があり、平成20年12月に要綱が改正され、病床数150床未満で直近の国勢調査における人口集中地区以外の区域に所在することが適用要件となった。国保白鳥病院はこの要件を満たしていることから、特別交付税措置が講じられることになったとの説明がありました。

特定健診の受診率について質問があり、平成20年度の国民健康保険受診率は43.5%となった。国が定めた平成24年度末の基準は65%であり、目標達成に向けて医師会等関係機関と連携した取り組みを積極的に進めている。今後も自治会等の集会に出向いて制度説明や受診勧奨を行い、受診率向上を目指したいとの説明がありました。

住民健診に対する考え方について質問があり、治療中の方も年に1回は受診いただき、早期予防に努めるとともに、早期発見・早期治療の面からも大勢の方に受診いただきたいとの説明がありました。

緊急雇用事業に関連して、不法投棄防止対策事業について質問があり、昨年行った不法投棄のパトロールに加え、特定外来種生物であるアレチウリの駆除を行いたいとの説明がありました。

ごみ減量化対策事業に関連して、段ボールコンポストについて質問があり、市で購入し、社会福祉協議会に基材分配の委託を行う予定であるとの説明がありました。

レジ袋サイズのごみ袋の作製について質問があり、先進地では使用が少なく思ったような効果が上がっていないという話も聞いていることから作製の予定はないが、高齢化など状況の変化もあり、22年度に検討していきたいとの説明がありました。

ヒブワクチン予防接種の経費積算について質問があり、1回の接種に7から8,000円の費用を要することから、その半額相当の助成を考えている。接種者は、他市の実績を参考としつつ、対象者のおおむね1割を見込んでいるとの説明がありました。

最終処分場の利用について質問があり、現在は草津町の最終処分場へ運んでいる。今後10年は利用可能と見られ、近くに次の処分場建設も計画されている。過去10年間、安全に運営されており、安心して利用しているとの説明がありました。

クリーンセンターの運営について質問があり、21年度に2炉運転50日分を予算計上していたが、減額補正したところであり、22年度も2炉運転しなくてもよいとの判断から減額したとの説明がありました。

農林水産業費。森林整備地域活動支援交付金事業について質問があり、通常分では所有境の

確認、拡充分では被害木の調査を行うとの説明がありました。

有害鳥獣対策に関連して、猟友会の活動状況について質問があり、捕獲頭数は20頭が原則となっているが、被害拡大の場合は県と早急に協議し、追加の許可を出すこともできる。地域と一体となった駆除の実施を行いたいとの説明がありました。

林業振興施設管理運営経費の減額について質問があり、電気設備の修繕があつて今年度のみふえたもので、延年の森の維持管理は昨年同様に行うとの説明がありました。

まきストーブの推進について質問があり、環境問題への対策や間伐材の利用を考えるため、委員会を立ち上げ、今後の政策について検討したいとの説明がありました。

生産調整政策の転換について質問があり、今年度より戸別補償と自給率向上の2事業となるため、農家に対して座談会への参加をお願いしている。具体的な数値は把握していないが、不作付地をなくすことが大切と考えているとの説明がありました。

産直住宅建設支援事業と郡上市産材住宅建設等支援事業について質問があり、条件を満たせば両方の補助金を受けることが可能であるとの説明がありました。

郡上南部農道の建設について質問があり、道整備交付金により21年度並みの事業量が確保できると見られる。事業費としては5億2,500万円で、この7.2%に当たる3,720万円が市の負担金である。全長は25.2キロメートル、うち県道と重複する部分を除くと18キロメートルである。21年度末の工事の進捗率は50%ほどと見られる。農業振興はもちろん、集落間をつないでいる道路であり、市道や県道に匹敵する重要な路線として今後の進捗を県に対しても要望していきたいとの説明がありました。

商工費。食の祭典に対する取り組みについて質問があり、2月に22年度に向けた準備会を開催しており、実行委員会の体制が固まっている。イベントの成功が地域の商業振興につながるため、市としても単純な側面支援でなく、企画の協力にも取り組みたいとの説明がありました。

市内共通商品券発行の確約について質問があり、商工会では11月から発行することが決定しているとの説明がありました。

温泉施設の指定管理者の指定について質問があり、条例・規則に基づく指定管理者候補団体の選定経緯、また指定管理者制度のもとで温泉施設設置条例の目的を達成するとともに、よりよい運営を目指すことについて説明がありました。

観光課で実施しているふるさと雇用事業について質問があり、雇用期間は1年だが、継続で3年まで延ばすことができるので、白山文化に係る誘客促進を目指して22年度も道の駅管理組合へ委託する予定との説明がありました。

土木費。新市建設計画に基づく地域別進捗状況について質問があり、八幡87.3%、大和82.0%、白鳥84.9%、高鷲88.5%、美並78.2%、明宝82.5%、和良86.9%、市域51.0%、合計

77.4%となっている。年度によって進捗率が大きく変わるが、地域ごとの事情を考慮して進めているとの説明がありました。

補正予算の計上による主要道路の工期の短縮について質問があり、長期に通行どめとなる路線もあるが、迂回路の有無などを考慮しているとの説明がありました。

道路整備事業の詳細がわかる資料の提供について質問があり、工事箇所が多いことから3,000万円以上の工事について資料を掲載しているとの説明がありました。

除雪機器整備に対する考え方について質問があり、現在は大半が建設業者の所有だが、業者が減少していること、維持管理に費用がかかり業者が機器を手放していることから、今後は市の除雪機をふやさなければならないとの説明がありました。

消防費。消防団員のうち幽霊団員の人数について質問があり、現在は把握していないが、3月末の任期にあわせて調査を始めたい。また、同時に夜間と昼間の団員数も把握し、企業の協力を得たいとの説明がありました。

消防団OBの方へ協力依頼の詳細について質問があり、支援団員への参加を依頼している。現在、和良で4名、白鳥で7名の計11名に参加いただいております、新年度にも新たな参加の予定があるとの説明がありました。

支援団員の公務災害への対応について質問があり、公務災害は正式な団員と同じ扱いである。なお、女性団員についても同様であるとの説明がありました。

消防車両の更新について質問があり、購入後19年以上と基準を設けているが、それを満たさなければ更新しないわけではない。車両の状況を見きわめて対応を考えたいとの説明がありました。

火災時の災害時非常用食糧費使用について質問があり、予算計上している食糧費は炊き出しを主とした訓練に対する費用であり、火災時は自主防災会、自治会にて対応をお願いしているとの説明がありました。

教育費。青年団の対象人口について質問があり、18から28歳が対象で5,101名であるとの説明がありました。

国体参加選手の強化策について質問があり、予算計上は行っていないが、練習会場の提供などの側面支援は行っていきたいとの説明がありました。

文化施設管理経費に関連して、入館者の少ない施設への対策について質問があり、冬期間の閉館時間を見直すなどにより経費節減を行いたいとの説明がありました。

スノーボードのワールドカップについて質問があり、今のところ来年度に向けた民間での取り組みが見られないため、予算計上は行っていない。何らかの動きがあれば支援を検討するが、行政主導で行う考えはないとの説明がありました。

統合中学校の進捗状況について質問があり、現在は順調に進んでおり、平成23年4月開校の予定に影響はない。基礎工事の出来高管理については、監督職員と建設業者との定期的な打合せ及び出来高管理書類による報告や、施工監理の業務委託により対応しているとの説明がありました。

白鳥中と郡上北高で連携した教育が行われるとの新聞報道に関連して、進学の手続き設計について質問があり、県教育委員会が決定する事項ではあるが、市としては、無試験は無理としても、簡便な入試のあり方等について話し合いを進めることにしたいとの説明がありました。

新公民館体制の今後について質問があり、これまで自治会単位で活動していた地区についてはまだ調整段階の部分があるが、公民館が窓口となつていろいろな活動を発信していくという新体制の目的に向けて、新たな展開を設けていきたいとの説明がありました。

夢づくり教育事業補助金について質問があり、22年度は学校の規模に応じた補助であるが、特色ある活動の提案を受けた補助にするかは23年度に向けて検討中であるとの説明がありました。

文化振興事業に関連して、踊り屋台購入補助金について質問があり、郡上に踊りの文化があるということで、宝くじコミュニティ助成事業から100%の助成を受けて補助を行うとの説明がありました。

中学校管理事務経費に関連して、庭木剪定等業務委託について質問があり、PTAで行ってもらうものも多くあるが、高木及び歴史のある木の剪定については業者委託しており、シルバー人材センターの活用も行っているとの説明がありました。

学力テスト等消耗品費の内容について質問があり、国が行う学力テストに参加するのではない。2年生と6年生が行う知能検査と、2年生から4年生が学校独自で行うテストに対する費用であるとの説明がありました。

認定こども園施設幼稚園部整備事業について質問があり、認定こども園は同一敷地内で幼稚園部と保育園部を置くことで幼児教育の充実を図るもので、認定は県が行うものである。今回新たに認定こども園を設立するというので、市では妙高学園から幼児教育の方針などを確認した上で予算計上を行ったとの説明がありました。

災害復旧費。特に質疑はありませんでした。

公債費。公債費のうち、交付税措置がされている金額について質問があり、元利合計で36億2,868万1,000円、率にして60.5%であるとの説明がありました。

諸支出金。特に質疑はありませんでした。

予備費。特に質疑はありませんでした。

採決について。

本委員会は、賛成多数で原案どおり承認することに決しました。

以上で審査の経過及び経過について報告を終わります。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。予算特別委員会委員長 森藤雅毅。

○議長（美谷添 生君） それでは、本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 原案に反対の討論を許可いたします。

4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 先般の予算特別委員会では、議員歳費の問題で反対を申し上げました。

時間もないということで私は割愛をさせていただいたんですけども、今回の予算についての問題点を指摘して、反対を申し上げたいと思います。

1点は、今回、乳幼児医療費の無料化等の拡大やヒブワクチンの助成とか、かなりきめ細かくその他の福祉についても助成がされておるということで、そういう点では評価をするものですが、今年度の予算総額もかなり昨年よりはふえております。そして御承知のように、補正予算等での手当てもありました。そういった中で、私は今やっぱり何ととっても郡上市の課題は市債を減らしていくと、そして健全化を図っていくということが非常に大事なんですけども、その点での努力はどうなのかという点で、やはりまだ不足であるというように感じます。決して建設的事業が不必要であるとは思いませんし、今年度、特に学校教育とか、そういう生活に必要なものがかなり織り込まれております。けれども、この短い期間で十分な審議をようしなかったわけですが、各地のいろんな建設事業がありますけれども、本当に今どうしても今年度要るのかどうかという点でどうなのかなと思うような事業がありました。

それから、やはり福祉予算で介護保険制度、それから後期高齢者医療制度、これは国も今年度これらについては見直ししていくと、廃止を図ると言いながらも、実質的には具体的なことは何もありませんでしたので同じように図られておりますし、これは地方の市としては仕方のない面があるのは認めますが、やはりそういう点で、特にこうした制度がいろいろ問題を起こしてございまして、詳しくはまたそれぞれのところで述べたいと思いますが、それに対するやっぱり手だてが必要であるというように思いますが、その手当ては十分ではない。例えば、ことしも老人の施設について20床ほどというようなことでそれなりの努力をされておるんですけども、特にこの介護保険制度の中で、利用したくても利用できない、それは施設がないから、

あるいはいろんな規制で受けられないというだけでなしに、利用料が高くて受けられないという人の声をかなり聞いております。これは保険料を払っておるのに利用ができないということで非常に深刻な問題であるというように思いますので、そういった点で問題点を感じております。

あと、例えば、これも審議の中で御指摘をさせてもらったんですが、IPの音声告知システムなども、これは四億九千どんでしたか、かなりの高額な事業になっておりますが、5年か6年で更新をせんならん。毎年そのようにいくとしたら大変だと思うんですけども、質問の中では、やはり業者もある程度限定されておって何ともならんというような感じの答弁を受けました。こういった、委託をしておって、そこに頼まんと何ともならんというようなものがあってはいけませんので、できればこれを、今はある業者がかなり多くをやっていますが、こういった問題を、できるところは本当はないのかどうか、よそではどうなっておるのか、費用はどうか、そういった点ももう少しやっぱりきちんと調べて、答弁ではある程度調べてあるというのをお聞きしておりますけれども、その内容は聞いておりませんでしたので、そういった点も議会としてもきちんと調べてやっていく必要があるなというようなことを思っておりますので、そういった点で問題を指摘すると、そして一層よい市政にさせていただくということを要望しまして、反対を申し上げたいと思います。

○議長（美谷添 生君） 原案に賛成の討論はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 9番 古川文雄君。

○9番（古川文雄君） 反対の討論がございましたので、本案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

22年度の一般会計の予算につきましては、財政状況の極めて厳しい中、子育て支援の強化のための念願でありました中学生までの通院費の医療費無料化を初め、第3子以上の新生児誕生支援、また若者定住等の対策の一つに、郡上市産材を使った新築住宅に最大50万円を補助する支援事業、また学校建設事業等々、安心して子育てできる環境づくり並びに福祉関係に重点を置かれ、編成をいただいた予算でございます。4月からの予算執行に当たりましては、特別委員会等で指摘のございました事項を踏まえていただきまして、より効率的に執行いただくことをお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） それでは討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(美谷添 生君) 賛成多数と認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

◎議案第36号から議案第58号までについて(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長(美谷添 生君) お諮りをいたします。日程19、議案第36号 平成22年度郡上市国民健
康保険特別会計予算についてから日程41、議案第58号 平成22年度郡上市病院事業等会計予算
についてまでの23件を一括議題にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第58号までの23件
を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました23件は、各常任委員会に審査を付託してあります。各委員
長より御報告いただき、議案ごとに質疑、討論、採決をいたしたいと思ひます。これに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告いただきます。

各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員会委員長、20番 田中和幸君。

○20番(田中和幸君) 委員会報告を行います。

総務常任委員会報告書。

予算議案。

議案第42号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

市長公室長から、歳入・歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

委員から、ケーブルテレビ運営費の委託料について質問があり、端末管理業務委託は、株式
会社郡上ネットワークサービスに音声告知端末とセットトップボックスの設置、ふぐあい時の
交換、障害対応などを委託し、1名はケーブルテレビ放送センターに常駐している。多チャン
ネルヘッドエンド設備サポート保守委託は、株式会社ブロードネットマックスに多チャンネル
サービスを行うための機械などの保守を委託している。スタジオ等設備保守委託は、工事を実
施した株式会社フジクラに放送センターと振興事務所に設置してある自主放送系設備の保守を
委託しているとの説明がありました。

番組購入費について質問があり、自主放送番組用のNHKからの1件と、多チャンネル用に
31件を購入している。

使用料について質問があり、多チャンネルを利用するために、ジャパンケーブルキャスト株式会社が提供している仕組みを利用しているとの説明がありました。

気象情報利用料について質問があり、新年度からデータ放送を行う予定であり、24時間の地域ごとの気象情報、警報情報などをデータ放送に組み込むためであるとの説明がありました。

工事費について質問があり、電柱の支障移転工事などで申請があつてからの対応のため、全体実績で見込んでいるとの説明がありました。

地上デジタル放送サブ受信点設備工事について質問があり、八幡と白鳥以外はデジタルのサブ受信点が未整備で、地域間を結ぶ幹線が切れた場合の対応として5ヵ所に予定しているとの説明がありました。

基金積立金と一般会計からの繰入金金の返金について質問があり、基金積立金は歳入と歳出の差し引きを計上し、一般会計からの繰入金は、行政がケーブルテレビ基盤を使って音声告知放送や行政情報番組に利用していることへの負担として繰り入れるもので、営業努力で収益が出れば基金に積み立てることになる。23年度に機器の更新を予定しているが、その更新を見込んで1億2,500万円の基金となっているとの説明がありました。

地上デジ対応について質問があり、2011年7月24日にアナログ放送が停止するが、国はこれまでの方針から方向転換し、共聴組合にはデジタルからアナログに変換してもよいという話になっている。ケーブルテレビもデジアナ変換という方針はあるが、テレビ局の再送信同意が必要で、2015年3月までの延命であり、デジアナ変換の費用も補助金の活用も含めて検討中であるとの説明がありました。

また、県内での指定管理の状況について質問があり、県内でケーブルテレビ事業を運営しているのは下呂市、山県市、東白川村、恵那市、中津川市であり、指定管理を行っているのが下呂市、中津川市、恵那市である。整備の段階から指定管理を想定した補助金で、郡上市は直営を前提とした高率の補助金で整備している。条件が整えば指定管理に出すことも可能であるとの説明がありました。

指定管理の受け皿の考え方について質問があり、既設の民間事業者の区域との関係や将来的な問題、その他の民間ケーブルテレビ会社も含めて検討中であり、早い時期に結論を出したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第43号 平成22年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

総務部長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、需用費の増額について質問があり、駐車場内の区画線を復旧するために70万円ほどふえているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第46号 平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

歳入は、基金運用益を金利1.7%で試算すると1,191万8,000円であり、歳出については、第2基金に係るもので長良川鉄道株式会社への負担金が1,020万1,000円、第3基金に係るもので長良川鉄道協会連合会へ充てる171万7,000円であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。
財産区特別会計の改正。

総務部長から、財産区特別会計の予算科目及び事業名を統一し、管理会費、総務費、農林水産業費、予備費の構成とした。この見直しにより、予算額の前年度比較は別途資料により表示されているとの説明を受けました。

また、会計管理者から、財産区の会計処理の体制整備を進めていることについて報告がありました。各振興事務所職員を出納員、会計員として任命するとともに、財産区の資金・資産を市会計課へ移管するよう財産区管理会に依頼した。管理会の了承が得られたところから22年4月に移管することになっているが、高鷲、下川、明宝、和良の4財産区は移管が決まった。白鳥町の4財産区では各管理会が資金・資産を保有管理しているが、白鳥、牛道では管理会の承認を得て4月から白鳥振興事務所へ引き渡すことになり、会計事務を振興事務所で執行していくことになる。引き続き北濃、石徹白の財産区は会計を管理し、大和は振興事務所出納員が会計事務を行っていく。前者では、実際には公金を会計課で預かり執行していくが、支出命令、収入命令は管理会の意向を受けて振興事務所出納員が手続を行う。また、資産についても、定期預金証書や国債証券などを会計課の金庫で保管するが、その運用などは管理会の意向により振興事務所の出納員が行うとの説明がありました。

委員から、市が財産管理していない理由について質問があり、振興事務所の出納員が公金資産を管理しているのが、これが市会計課へ移管することは、取られてしまうという感覚を持っているところもある。事務取扱のみ会計課で行うということであるが、さまざまな意向もある。大和は全体の合意が調わないこともあり、北濃、石徹白については地域住民の合意を得たいなどの事情もあって、新年度以降で了承が得られたところから移管を進めるとの説明がありました。

議案第48号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興事務所産業建設課長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、土地・建物の貸し付け収入について質問があり、財産区の土地に铁塔及び官舎があり、その敷地代との説明がありました。

立木売り払いの場所、面積などについて質問があり、古道の2.1ヘクタール、栗巢落合の12.1ヘクタールで、樹種は杉であるとの説明がありました。

管理会委員の選任について質問があり、条例の定めにより自治会の推薦を受けて市長が任命する手続で統一している。大和財産区では、もともと大和町有林であったので、当時の議会議員、町三役、森林組合元役員となっているとの説明がありました。

委員選任の公平性について質問があり、財産区は地方自治法上の特別自治体であり、今回の選任には趣旨を踏まえて検討するとの説明がありました。管理会の選任規定を議会議決事項としている地方自治体もあり、透明性を確保するために、条例上の改正手続について、管理会の同意を得て、さらなる統一を図られたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第49号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、山林視察の予定回数について質問があり、2回を予定しているとの説明がありました。

また、財産区の監査委員について質問があり、財産区には監査委員を置いていない。市の監査を受けているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第50号 平成22年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、山林視察と合同委員会について質問があり、山林視察は管理会委員で実施するもので、合同委員会は自治会の委員と合同で開催するものである。作業を伴うため、賃金で支払っているとの説明がありました。

会計担当について質問があり、選任の規定はなく、管理会で適当な方をお願いしている。手当は年に6万円を支払っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第51号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第52号 平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、森林簿面積の922ヘクタールと実際の面積との差について質問があり、直接確認はしていないが、字絵図などから面積、地図が不正確であり、精度がかなり落ちるため、面積

の差が出る。財産区は4,311ヘクタールを所有し、分収林が1,111ヘクタール、崩壊地や高地などで造林ができないところが2,900ヘクタール、未整備地が300ヘクタールであるとの説明がありました。

白鳥振興事務所の出納員について質問があり、4財産区があっても出納員は各地域に1名で、所長が出納員となり、事務担当が1名となっているとの説明がありました。

委員の選任について質問があり、1自治会に1財産区であり、自治会の中から管理会委員が選出されているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第53号 平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、基金について質問があり、国債で3,000万円と通帳の歳計現金の短期運用で3,004万1,000円であり、積み立ての原資はスキー場等からの賃貸料である。運用については、山林の作業に使いたい。また、高鷲市民の公益に還元ができるように検討していくとの説明がありました。

造林事業の計画について質問があり、管理会委員と現地視察で現場での実施事業の相談をした。この結果、22年度予算では計上しないこととしたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第54号 平成22年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、造林事業の山林視察と施業状況について質問があり、山林視察は、現地の施業状況等を年2回実施し、その賃金である。施業は、森林組合に10年間の計画で事業を実施してもらっている。22年度は29.04ヘクタールを予定している。間伐事業で搬出できるものは事業の中で支出し、収益が出た場合に収入として財産区会計に入るとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第55号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第56号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、繰出金と基金について質問があり、交付金で1地区100万円を予定しているが、まだ安郷野地区が残っている。基金は8,000万円で、基本的には山の管理を用途として考えているとの説明がありました。

造林事業について質問があり、下川財産区と同様に、森林組合と長期受託契約を結んでいる。計画では80ヘクタールを予定しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸。以上であります。

○議長（美谷添 生君） それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。午後からの再開は午後1時を予定いたします。

（午後 0時00分）

○議長（美谷添 生君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 0時59分）

○議長（美谷添 生君） 引き続き、委員長より報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 清水敏夫君の報告をお願いします。

○15番（清水敏夫君） それでは、産業建設常任委員会に付託をされました予算関係の4件につきまして、これから御報告をさせていただきます。

5ページからでございます。

議案第38号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。

水道部長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受け、畑佐簡易水道の取水工事箇所はどこになるかとの質問があり、現在の奥住施設の増補改良により行うとの説明がありました。

市島の消火栓の設置について、地域からの要望によるものかと質問があり、地域住民からの要望に伴い、公設消火栓担当の総務部から設置について依頼があり、現地は取り出し管のみの布設で消火栓対応ができないため、本管を布設するとの説明がありました。

原水・浄水水質検査委託について、全施設について行っているか、年何回行っているか、原水検査は現場で行っているかとの質問があり、全施設を行っている。原水については年1回の全40項目、浄水については年1回の全50項目、年4回の27項目、月1回の9項目検査を行っている。また、検査は、現地で採水したものを検査機関に出して検査を行っているとの説明がありました。

給水用車両の購入について質問があり、クレーンつきトラックを予定している。施設の老朽化で本管破断事故等がある。ステンレスの給水タンクがあり、それを積むためのトラックを購入するとの説明がありました。

高鷲地域の簡易水道統合調査事業について質問があり、国の補助金の見直しの中で原則とし

て補助はしないが、平成21年度までに統合計画したところは当面28年度までは補助をするルールがある。単なる改良では自己資金で行うこととなるため、補助事業として実施するには統合を前提としたものとなる。郡上市には施設数が多くあり、今後見込まれる人員削減等の見地からも合併前の施設数を管理するのは困難という状況であり、全体的な統合計画として進めていきたいとの説明がありました。

調査をもとに統合計画を進めるという方向性なのかとの質問があり、簡易水道事業は事業認可が必要で、認可を受け、補助申請を経て補助事業として実施する。そのための調査事業ということである。

想定する給水エリア、給水人口について、安定した取水量が得られるのか。また、施設数は減らしていきたいという方向性で箇所選定等進めていきたい。また、現状の水源について脆弱なところもあるので、安定した水源を選定していきたいとの説明がありました。

最終的な計画の提示について要望があり、計画の概要ができれば計画を提示していきたい。調査事業で方向性を出してから報告・相談させていただく。水の問題は昔から難しい背景があるところもあるので、相談をし、協力をお願いしていきたいとの説明がありました。

白鳥地域の石徹白別荘地の対応について質問があり、給水エリア内の別荘については受け入れをするが、エリア外についてはお断りしている。今回の石徹白地区の事業については、浄水場の老朽化が著しいため事業実施したとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。
議案第39号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

水道部長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受け、万場農業集落排水施設の悪臭について質問があり、当処理場は処理方法の形式がJ A R U S -Ⅲ型で初期の形式であり、現在の形式と比較すると処理工程の中でおいが気になるということはあるが、処理水の水質自体に問題があるということではないとの説明がありました。

水質検査の費用について、施設によって金額が違う根拠について質問があり、下水道法に準拠する施設では、流入については8項目検査年4回、放流では全43項目検査を年4回、9項目検査を年20回、ダイオキシン検査を年1回行っている。また、浄化槽法に準拠する施設では、流入については5項目検査を年2回、放流では全15項目検査を年2回、4項目検査を年11回、総量規制の3項目については回数にばらつきがあるとの説明がありました。

マンホールポンプ管理委託料の金額が大きいことについて質問があり、設置箇所は郡上の地形の関係で約470ヵ所と多く、点検作業においても、マンホール1個につき1から2台のポンプがついており、設置箇所によってポンプの大きさも異なっている。また、ポンプが大きいため引き揚げて洗浄・分解点検等に費用がかかるとの説明がありました。

事業規模が27億円と大きく、繰入額が膨大で、使用料の占める部分が6億円程度と小さいが、将来の見通しについての質問があり、汚水処理原価の維持管理費部分では、平成26年度には料金統一によって約8億円の収入を見込んでおり、カバーできる。資本費は起債元利償還金であり、平成26年度には14億円となるが、下水道債は償還期限が30年、公庫は28年、辺地・過疎債については10年である。施設の耐用年数は約45年であるため、資本費の負担が建設初期に多くの割合が来てしまうため、平準化する方法がないか調査している。資本費の市費負担分をカバーしようとする使用料単価は約210円となるが、統一料金との差の30円は経営改善努力で対応していきたい。地方財政計画の中での交付税に算入される基準内繰り入れについては、平成20年度決算でおよそ14億円に対して16億円ほどの繰り入れとなっているので、今後2億円ほどの節減努力をする。下水道事業を持続可能な形で将来に引き継いでいけるよう経営面でも努力したいとの説明がありました。

下水道料金の滞納について質問があり、昨年度実績の現年使用料は回収率が99%である。今年度もその見込みであるとの説明がありました。

汚泥運搬費が約9,000万円あるが、業者は特定されるかとの質問があり、運搬は産業廃棄物と一般廃棄物となるので許可がないとできない。地元の3業者にお願いしている。トン単価で契約しており、くみ取り処理等の単価を参考に、距離を勘案して施設ごとに決めているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第44号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受け、分譲地へ行く県道改良の計画について質問があり、当該県道大和・美並線の改良については、現時点では具体的な計画はないが、毎年要望事項として申請は行っているとの説明がありました。

売り払いを予算計上している2区画は、既に予定がある区画かとの質問があり、予定のある区画ではなく、あくまでも白紙の状態であるとの説明がありました。

7年以内に居住開始とあるが、ほとんどが居住されているかとの質問があり、居住開始されていない区画は2戸あるとの説明がありました。

分譲地の購入者は郡上市内が多いかとの質問があり、ほとんどが郡上市内ですが、関市、美濃市、美濃加茂市等の購入者がいるとの説明がありました。

造成費用相当分が完売した場合、投資した経費が回収できる計画になっているかとの質問があり、経費的には償還利息を含め約3億となっており、平成25年度までに完売すれば清算できるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第57号 平成22年度郡上市水道事業会計予算について。

水道部長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受け、消火栓の維持管理について収入があるかとの質問があり、消火栓への給水対応をしているということで、一般会計からの収入があるとの説明がありました。

白鳥地域の浄水場の敷地賃借契約について質問があり、自動継続で、建物があるうちは借地を続けられるという条件で契約している。用途がなくなった場合は返却するとの説明がありました。

有価証券の運用について質問があり、金融機関の定期預金利率により高率な場合に運用予定であるとの説明がありました。

滞納について質問があり、現在、滞納整理過程であるが、平成21年度は現年分98.5%の収納率を見込んでいるとの説明がありました。

徴収は専門の職員がいるかとの質問があり、特に専門職員は配していない。水道会計課7名で対応しているとの説明がありました。

給水収益が年々減少しているが、原因や対応について質問があり、八幡上水の有収水量は平成20年度は前年度対比で98.5%、21年度は95.4%の見込みである。住民の節水意識の向上、節水器具の普及、人口減が考えられるとの説明がありました。

犬啼水源の谷の赤濁りについて問題はなかったかとの質問があり、昨年、犬啼の水源地上流に調査に入ったが、山が荒れていて大雨のときには濁りが発生するということがある。現地の状況から、水源地に川の水が入るといったようなことはないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

上記のとおり報告いたします。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。

以上、報告をいたします。

○議長（美谷添 生君） 続きまして、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員長、13番 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） それでは、文教民生常任委員会、予算関係について御報告を申し上げます。

議案第36号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、平成21年度から基金を取り崩し、平成22年度でも2億5,100万円を取り崩しての厳しい運営である。他市では保険税率の引き上げが新聞報道されているようだが、本市の国保財政の見通しはどうかとの質問があり、県内21市のうち15市で、新年度には保険税率の引き上

げが予定されている。本市は、基金や前年度繰越金を充当する中で、保険税率を上げることなく新年度予算を編成したが、平成20年度末には約4億8,000万円あった基金残高が、平成22年度末には約1億2,000万円に減る見通しである。これは、町村合併の平成16年度以後、制度の見直しによる料率改定はあったものの、実質的には医療分に伴う保険税率はほぼ横ばいであり、被保険者の減少や景気の後退による所得の減少で、保険税の減収と医療の高度化等による医療費の増大により、実質収支が落ち込んだ結果である。本年2月の国保運営協議会でも報告したが、平成23年度の予算編成を踏まえて、平成22年度においては税率改定も視野に入れた本市の適正な国保財政のありようについて、慎重に検討したいとの説明がありました。

直営診療施設勘定。

健康福祉部長及び郡上市地域医療センター事務長から、国民健康保険特別会計のうち、直営診療施設勘定の歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、歳入の款5諸収入で長寿社会づくり事業交付金の内容について質問があり、三つの事業への交付金で、一つ目は、地域医療従事者医師養成事業で401万2,000円、これは医師が研修に行った場合の旅費や、そのかわりの医師の費用等への交付金である。二つ目は、循環器疾患の発症要因に関する疫学的研究の研究費用に113万1,000円、これは講師の先生の旅費や分析する人の賃金等への交付金である。三つ目は、地域住民との共同による健康づくり推進事業で70万1,000円、これは健康日本21計画に基づき「まめなかな和良21」を策定しており、計画の推進に係る費用として、関係者の委員報酬や講師の方への講師料、消耗品等への交付金であるとの説明がありました。

昨年開催した医療フォーラムは長寿社会づくり事業交付金の対象とはならないのかとの質問があり、医療フォーラムは地域社会振興財団の交付金で開催しているので、この交付金は対象にならないとの説明がありました。

委員から、高鷲診療所の医療品衛生材料費が平成22年度は5,280万円で、平成21年度も6,000万円とあり、他の診療所と比べて突出している理由について質問があり、和良診療所等は院外処方であり、高鷲診療所は院内処方のため高くなったとの説明がありました。

委員から、ジェネリック医薬品は使用しているのか、また、比率と選択肢について質問があり、各診療所とも使用しており、ジェネリック医薬品と新薬の薬差を調べると半額から1割程度である。平均すると約25%安いので、和良診療所ではジェネリックを20%使用している。高鷲診療所はまだあまり使用していないが、徐々に使用したい。小那比は、和良診療所と同じような比率で使用している。選択肢は、患者が希望する場合もあるが、金額に近い医薬品は医師の裁量で使用しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第37号 平成22年度郡上市老人保健特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受け、老人保健は過年度分の精算であり、当該年度以前の精算であるとの説明を受けました。

委員から、平成22年度以降の当該会計のありようについての質問があり、平成23年度において特別会計または一般会計で処理するかは各自治体の裁量にゆだねられており、平成22年度の様態を見ながら判断したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第40号 平成22年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長及び高齢福祉課長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、督促手数料が100円であるが、郵便代や処理料となるのかとの質問があり、督促状を発送する郵便代や督促状作成費用等の経費であるが、実際には督促手数料以上に経費がかかっているとの説明がありました。

委員から、介護保険が始まったころの保険料は、郡上市は県内でも低い方であったが、現在も低いのかとの質問があり、現在の保険料は県内36保険者の中でも低い方から8番目であり、岐阜県の基準額の平均が約4,000円に対して郡上市の基準額は3,200円であるので、低いとの説明がありました。

委員から、過疎とか山間部の自治体では負担が増加しており、後期高齢者医療制度のように県単位で運営するような計画はあるのかとの質問があり、今のところ県の会議等では話は出ていない。例えば郡上市や岐阜市、白川村と比較しても、同じ水準の介護施設があるわけではなく、医療保険制度と違う介護サービスを受ける環境等に違いがあるので、県単位とするには保険料の取り扱い等の難しい問題があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第41号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

健康福祉部長及び郡上偕楽園長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、歳入の介護サービス事業費使用料はルール分であるのかとの質問があり、介護サービス事業費は、国9割負担、個人1割負担という制度に沿ったサービスの使用料であり、1,224万5,000円ふえている。加算分が関係しており、そういう意味ではルール分と言えるとの説明がありました。

委員から、歳出の郡上偕楽園特別養護事務経費で、平成21年度当初予算案と比較すると調理員が4名から8名にふえているが、理由は何かとの質問があり、調理員8名については、8時間勤務の日々雇用が4名と4時間勤務のパートが4名での勤務体系で、平成21年度と変更はなく、平成21年度において記載誤りであったとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第45号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育次長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受け、歳入のうち、償還金に係る件数は旧町村分6件、郡上市分28件の計34件で、歳出のうち、貸し付けに係る件数は新規月額貸し付け10件、継続月額貸し付け7件、一時金貸し付け20件を予定しているとの説明を受けました。

委員から、滞納状況について質問があり、貸し付け時に償還計画を立て、計画に沿って返済されており、生活状況の変化等により返済が困難な方については相談をして償還計画の見直しをしているので、滞納者はいないとの説明がありました。

委員から、平成22年4月に入学を控えている方の一時金貸し付けはいつ行うのかとの質問があり、平成22年度の新規入学者に対しては平成21年度予算で対応している。1月ごろからケーブルテレビや広報、高等学校を通じて募集しているところである。平成22年度予算は、平成23年度の新規入学者に対して貸し付けするものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第47号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長及び保険年金課長から、歳入・歳出の総額と内訳について説明を受け、特に平成22、23年度の保険料の改定を迎えて、岐阜県後期高齢者医療広域連合においては医療費の増大等を受けて十数%の保険料率のアップを必要とされたが、国の医療制度改革の動きと今日的な厳しい社会経済状況に配慮して、2年間で財政安定化基金の繰り入れ4億2,400万円と繰越金約26億5,900万円を充当して、平成20、21年度と同率・同額の保険料率7.39%、均等割3万9,310円で据え置かれることになったとの説明を受けました。また、その結果において本市の1人当たりの保険料額は3万9,302円と、前年度3万6,546円に対して2,756円のアップとなったが、これは総枠での所得額の上昇によるものであり、個々に見れば、基準所得額が同じであれば保険料も同じであるとの説明がありました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第58号 平成22年度郡上市病院事業等会計予算について。

郡上市市民病院事務局長と国保白鳥病院事務局長から、両病院における業務予定量、収益的収支、資本的収支等の予算について説明を受けました。

委員から、国保白鳥病院の医業収益で約1,000万円の減とした理由について質問があり、国保白鳥病院の医業収益全体は1,012万2,000円の減となっており、その他医業収益のうち繰り入れの減額が大きいためであるとの説明がありました。

また、市民病院では入院、外来収益で約1億円の増収を見込んでいるが、先般の補正予算の

説明時に内科医が確保できれば約1億円の増収になるとの説明であったが、今回は内科医の確保を見込んでのことかとの質問があり、医師確保を前提として予算を組んでいる。また、継続的な目標努力としても、平成21年度最終補正のときは1日平均の入院患者数を120人としていたのを平成22年度当初予算では132人としたので、約1億円の増収を見込んでいたとの説明がありました。

委員から、診療報酬の改定による影響について質問があり、全体では0.19%の診療報酬を上げることになっており、病院側に有利な改定があると思う。具体的な数値については不明であるが、社会保障費における2,200億円の削減が今年度は行われなくてもあわせて、今よりもよくなると期待しているとの説明がありました。

委員から、白鳥病院の不採算地区病院への該当について質問があり、不採算地区病院は当該市町村内に一般病院が存在していないことが条件であったが、平成20年度の制度改正で1種、2種と条件が二つに分かれ、1種については従前と同様であるが、2種については直近の国勢調査により人口集中地区以外の区域に所在する150床未満の病院となり、国保白鳥病院はこれに該当することとなったとの説明がありました。

委員から、貯蔵品の消費税とは何かとの質問があり、貯蔵品は倉庫から出して患者に使用した時点で薬品費、診療材料費で費用化するが、これには消費税が含まれていない。しかしながら、購入時には消費税がかかり、決算時に計上するために区分けしたとの説明がありました。

委員から、未収金の滞納状況について質問があり、未収金については個別ファイルを作成し、訪問も含め回収に努力しており、平成20年度分の未収金は5年間の累計で市民病院1,236万4,656円、白鳥病院431万5,607円であったが、平成22年1月末では市民病院988万3,359円、白鳥病院は309万3,588円であるので、成果があらわれているとの説明がありました。

委員から、両病院に共通してある内容については、病院間の比較ができるように今後検討をお願いしたいとの意見もありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

○議長（美谷添生君） それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第36号 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 国保の滞納はどの程度になるか、ちょっとわからなんでしょうが、教え

てください。

○議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） ちょっと数字が古いんで申しわけないんですけども、20年度がしっかりしておりますので、20年度の未収入済み額ということで、滞納ということでございますが、御承知のように医療給付分、それから後期支援金分、介護納付金というふうに分かれておりますし、現年度分、過年度分というふうになっておりますが、まとめて現年度分では8,852万3,200円、過年度分で2億1,895万7,799円ということで、全体では3億700万ほどが滞納というふうになっておりますので、よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） これは全体の何%ぐらいになるかわかりますか。

○議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 国保税の収納率で言いますと、93.47%が現年度分でございますし、過年度分はなかなか前の分ということで14.57ということで、両方入れますと全体の収納率としては80.25でありますけれども、基本的には収納率としては現年度分を対象にしますので、現年度分は93.47ですから、現年度分の滞納としては差し引いた約6%というふうになっております。

○議長（美谷添 生君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 当該委員会ではありませんので詳しいことをお聞きできなかったわけですが、国保は大変国保税が高いということで、皆さんからも困ったという声を聞いております。今お聞きしても収納率もかなりあるということで、しかも、前のやつはなかなか集まらないという状況です。しかも、病院へかかればお金も要るということで、非常に皆さん国保については改善を望んでみえるんですが、僕もちょっと調べてみたんですけども、国の負担割合がこの二十何年の間に、50%近くあったものがその半分ぐらいになってきておると。その分がやはり地方での負担率になって、そのうちの一部が国保税にかかってきておるといふ、大変問題があるなというようなことを一つ思っております。

それから、これはこの前もお聞きしたんですけども、予防とか、それから本当に健康増進

ということが非常に大事であって、和良での取り組みなんかは非常にすばらしい取り組みがあつて、一時、日本一というような成果があつたというようなことで、大いにそういうものを参考にしながらこれを生かしていかないかと思ひますけれども、困難はよくわかるんです。そして周りの人に聞いても、今度健診に行くかと言つたら、まあいいわとか、行くと怖いとか、いろいろ言っておりますので、いろいろあれがあるというのはわかりますけれども、この予防に対する取り組み、今回、もっと上げたいと、六十数%に持っていきたいという意向は出ておりましたので、それなりの努力の意思はわかるんですけれども、十分いっていないと。

そういうようなことで、何とかこの高い国保税を引き下げる、今の状態ですとなかなか大変だということを言つてみえます。また、今後上げんならんやろうというようなあれも出ておりますが、その努力は僕は絶対必要であると。国への要望も含めてそういう努力がしてほしいということで、この国保については、努力を認めるものの、やはりその改善のためにお願いしたいということで、この国保会計、本当はもっと詳しく述べるといいんですが、反対をいたしません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 賛成の討論を許可します。

11番 上田謙市君。

○11番(上田謙市君) 平成22年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、ただいま野田議員は本予算に反対ということでありましたが、私は賛成の立場で発言をさせていただきます。

国民健康保険の財政は、郡上市に限らず、全国的に保険税の減収や医療の高度化による医療費が大変大きくふえている、その影響を受けて実質収支が落ち込み、まことに厳しい状況にあるようであります。新年度には、岐阜県下の21市の中で15市が保険税率の引き上げを予定していると聞いております。そうした中で、郡上市では、積立基金から2億5,100万円、一般会計から2億6,700万円を繰り入れて充当することにより、被保険者の負担を引き上げることなく新年度予算を編成したことは、私は大きく評価できると思っております。

そうした理由によりまして、平成22年度郡上市国民健康保険特別会計予算の承認に賛成するものであります。

○議長(美谷添 生君) ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) それでは討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(美谷添 生君) 賛成多数と認めます。よつて、議案第36号は原案のとおり可とするこ

とに決定いたしました。

議案第37号 平成22年度郡上市老人保健特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第38号 平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第39号 平成22年度郡上市下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 特環の公共下水道施設管理費、それから農集の管理費を見ますと、委託料というのが1億ほど、農集は1億9,800万ほどありますが、この委託の中身、大ざっぱで結構ですが、どういうところに委託して、どういう内容になっておるか、説明をお願いします。

○議長(美谷添 生君) 木下水道部長。

○水道部長(木下好弘君) お答えいたします。

特環の処理場の管理費でございますが、これは、特環事業でやりましたのは7施設ございますが、この7施設の施設の管理費でございますが、内容につきましては施設の運転管理ということでございます。それから農集につきましては、これも農集事業で実施したものでございまして、26施設が市内にございますけれども、同じように施設管理、運転管理費というようなこ

とでございまして、場内の除草等の作業まで含んで委託をしておるという内容でございまして、委託先につきましてはグランドルール業者でございまして、市内3業者でございます。以上です。

○議長（美谷添 生君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長報告は、原案を可とするものであります。委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とするに決定いたしました。

議案第40号 平成22年度郡上市介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 原案に反対の討論を許可します。

4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この介護保険制度は、今、本当にお年寄りがどんどんふえていく、そして私たちの周りでも本当にふえておるんですが、日常的に、介護施設へ入れないということや、入っておって思うようにいかないとか、あるいは入れないのでどうしたらいいかというような相談だとか、いろんな話を聞きます。そういう意味では、ことしもそういう施設もふやしたいし、支援制度、いろいろ努力されておるんやけれども、これは何とかならんかしらんと私は思うんです。もう10年になるんですけど、3年ごとの改定期になると、ちゃんと当然のことながら保険料を引き上げざるを得ないと。それは国の支援も少ないですので、その分、利用者は使わなければならないということで、こういう問題がありますし、それから介護従事者の待遇改善も非常に課題になっておって、国の方でもそれなりの手を打ってきたということですけど、これについてはもうちょっと詳しくお聞きするとよかったですけれども、なかなか効果的にそれが反映していないというように思っております。

それから認定方法の問題についても、認定変更のときには大変心配したんですが、郡上ではそれほどという、しかし、ある程度の軽度化といいますか、認定によって低く見られるということで受けた介護が十分受けられないというようなことが起きておりますので、こういった

問題、これは非常に地方自治体だけでは大変ですけれども、これに対して何らかのやっぱり手だてをしていく、そして国へも要望していくということがぜひ必要だというふうに私は思っております。

そういった意味で、何とか郡上地域での独自施策と、それからそういう国や県への要望ということで努力していただきたいということを考えまして、この予算には反対を申し上げます。

○議長（美谷添 生君） それでは、原案に対する賛成の諸君の討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認めます。

それでは討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（美谷添 生君） 賛成多数と認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第41号 平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第42号 平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） これは、委員会でも私は質疑に参加しておりまして賛成もしておりますので、参考までにお聞きしたいということでお願いしたいと思います。

実は、ここの中でさっきも言いましたように非常に委託などで不透明であるという感じがし

中での整合性といいますか、市民に対してできるだけ公平・平等にそういったサービスが享受できるようなことも責任上やっぱり考えていきたいということもございますし、もう一つは、業者といたしましても、例えばその指定管理者としてどこを指定するかという問題でありますけれども、いろいろなアプローチはあります。例えば北陸の方からの系列でどうですかとか、飛騨の方からの系列でどうかとか、あるいは名古屋の方からの系列でどうかとかというアプローチもありますし、また先ほど申し上げましたように、民間、市内のもう一つのエリアのことも含めると、理想的には、いろいろなことが想定されるんですけど、例えば一例を申し上げますと、市内の八幡町内を大方エリアとしておられる会社さんと、もう1社どこか大きな、北陸、あるいは名古屋方面からの業者さんとの例えば共同によります新たな会社を設立いただいて、その会社に例えば指定管理者となつていただきますと、先ほど冒頭申し上げましたような、市民に対する公平で、なおかつ合理的な運営もできるんじゃないかというようなことも想定されるわけでございますので、一例でございますけれども、そういったようなことをいろいろ加味しながら検討させていただきたいと。

また、やはり前にも委員会のときにも申し上げたことがあるかもしれませんが、例えば指定管理になりますと、現在、広報戦略会議を設けまして、いわゆる自主放送番組、行政情報番組を初め、いろいろな市民の皆さん方の法人・団体等も出ていただいたり、とにかくせっかくの基盤ですのでどんどん自由に市民のために使っていきたいという思いもあるものですから、そういったことを思う存分自由にどんどん拡張したいと思うときに、もしかしますとその指定管理ということが、逆にそのことによってやりにくくなるのではないかというようなこともあわせて検討しなければならないというようなことで、総合的に現在いろいろなケースを想定しながら、またさらに機械の維持管理関係につきましても、いわゆる指定管理者がそういった方面にも手を広げておられるような業者さんですと合理的に管理が行えるということもありますし、総合的にそういったことも含めながら今検討しておるところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 14番 渡辺友三君。

○14番(渡辺友三君) 庁舎内での検討中という言い方でよろしいんですね、そういう理解で。

○議長(美谷添 生君) 松井市長公室長。

○市長公室長(松井 隆君) 現在、八幡地域のINGさんの方の会社にも1年に1回は総会等もありまして副市長に出席いただいております、また昨年も1度、市の方へもお越しいただきまして、社長さん以下来ていただきまして今後の経営等につきましても話し合いを持たせてもらっておりますけれども、今後さらに、市のある程度の方針の方向が定まりつつある中で、並行してそういった関係の皆さんとも協議しながらやっぱり進めていく必要があるんじゃない

かというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) 1点質問させていただきますが、このケーブルテレビの中で広告放送、広告というか、郡上市内の企業に広告の募集をされておられると思うんですけれども、現状はどれくらいでありまして、また来年度予算としてどれくらいを見込んでみえるのかということを一ポイントお聞きしたいと思います。

○議長(美谷添 生君) 松井市長公室長。

○市長公室長(松井 隆君) 広告放送でございますけれども、22年度の予算計上といたしましては、78万円を諸収入の雑入の雑入で見込みをさせていただいております。これは1週当たり1万5,000円ということで、今までの実績を踏まえて52週分ぐらいあるであろうということで積算をさせていただいております。現状もこのくらいの状況でございます。

(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 12番 武藤忠樹君。

○12番(武藤忠樹君) それくらい見込んでみえるのでしょうかけれども、我々企業の方として使おうとした場合に、非常にこの広告、ケーブルテレビというのは、画面が動かないとか、時間が長いとか、いろんな面で不備があるということでお聞きします。もう少しこのケーブルテレビの広告というものを、民間の人の意見を聞いてでも、使いやすい、もっと利用価値のあるものにしていただきたいな、そう思っておりますので、今後よろしく願いいたします。

○議長(美谷添 生君) 質疑の件でございますけれども、議案に上がっております会計以外の質問をしないようにしていただきたいと思っております。先ほどの4番議員はちょっと違った質問だったというような気がいたしますので、今後気をつけていただきたいと思っております。

ほかはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とするこ

とに決定いたしました。

議案第43号 平成22年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 平成22年度郡上市宅地開発特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、質疑をいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。金特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 後期高齢者医療制度は、新政権が公約でやめるといっておったものでありますが、4年の先延ばしになりましたし、しかも今様子を聞いておりますと、新しい65歳以上も含めたような別個の制度にしていくというような検討がされておるようでございます。今の民主党も含めて国会では、さきの、去年おとしですか、参議院でも廃止法案が出されております。直ちにやめて、差別する医療はやめようと。そして、その分の必要な部分は国で面倒を見ようという、大まかに言うとそういうのが出ておりました。しかし、実際には引き延ばされてこのようにやっていくということになりますので、問題は先送りされたということで、市の方には何ら責任はない点もありますが、こういう制度について、これではいけないということで反対を申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 賛成の討論を許可します。

11番 上田謙市君。

○11番(上田謙市君) 平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、ただいま野田議員は本予算に反対ということでもありますけれども、私は賛成の立場で発言をさせていただきます。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が導入されたのは、本格的な高齢化社会の到来を前に、高齢者医療の負担ルールを明確にすることがねらいでありました。20年3月以前の老人保健制

度では、高齢者医療に対する高齢者と若者の負担割合がまことにあいまいで、若者の負担が青天井になる、そうしたおそれがありました。そこで後期高齢者医療制度では、75歳以上の、窓口負担を除きますが、75歳以上の医療費の5割を税で、そして4割を国保や健保組合などからの支援金で、そして1割を高齢者の保険料で負担することを決めて、高齢者の方々にも一定の負担をいただくことになったわけであります。

そうした利害関係者が10年以上もかけてまとめた制度でありましたが、制度のスタート直後から、75歳以上を独立させる制度にしたことや、「後期高齢者」というネーミング、年金から保険料を天引きにしたことなどが高齢者の皆さんの反発を呼びまして、そうしたことは皆様御存じのとおりでございますけれども、私は国民皆保険としてのこの長寿医療制度は決して悪い医療保険制度ではないというふうに評価をいたしております。定額払いでかかりつけ医の治療が受けられる、かかりつけ医・主治医制度も一部ではサービス制限につながるというような批判もありましたけれども、私は郡上市の国保運営協議会で医師の先生にお尋ねをしましたが、現状は医療サービスには決して影響していないということでもありました。

さて、本予算であります。平成22、23年度の保険料は改定されるところでありますけれども、財政安定化基金の繰り入れと繰越金を利用して、平成20年、21年度と同率・同額でそうしたことが守られており、私は評価するところであります。そうした理由により、平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算の承認に賛成するものであります。

○議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（美谷添 生君） 賛成多数と認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第48号 平成22年度郡上市大和財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とするこ

とに決定いたしました。

議案第49号 平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成22年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第51号 平成22年度郡上市北濃財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号 平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成22年度郡上市下川財産区特別会計予算について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成22年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成22年度郡上市和良財産区特別会計予算について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第57号 平成22年度郡上市水道事業会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 平成22年度郡上市病院事業等会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします

(午後 2時13分)

○議長(美谷添 生君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時29分)

◎議案第59号から議案第63号までについて(委員長報告・採決)

○議長（美谷添 生君） お諮りいたします。日程42、議案第59号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定についてから日程46、議案第63号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてまでの5件を一括議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第63号までの5件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました5件は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。委員長より御報告いただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告をいただきます。

各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） それでは、産業建設常任委員会に付託をされました指定管理者関係4件の報告をさせていただきます。

報告書8ページになります。

議案第59号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について。

指定管理者の代表者について質問があり、郡上大和総合開発（株）の旗勝美さんとの説明がありました。

郡上大和総合開発（株）の経営状況について質問があり、今年度の状況はまだわからないが、市が90%の株を持っており、毎年、決算報告を9月議会に提出しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第60号 郡上市湯の平温泉の指定管理者の指定について。

12月17日の説明会では11団体あったが、応募は3団体に激減している理由について質問があり、説明会では、条例や規則に基づいた応募手順についての説明や過去5年間の経営状況を示し、さらには改修した現場も見ていただいた。あとはそれぞれの団体の判断であり、こちらから特段条件をつけてはいないし、平等に広く公募して行っている。結果、やる気のあったところが3団体であったと理解しているとの説明がありました。

福祉の向上と健康増進及び観光振興について質問があり、合併前からそれぞれの地域で取り組んできているが、三つの団体のヒアリングでも、高齢者福祉の向上という部分にも努力して

いきたいという意向も見てとれた。割引や巡回バスというような提案も受けた。指定管理に出したので後のことは知らないということではなく、常にかかわりを持って指導していくとの説明がありました。

3団体からそれぞれ受託した場合の方針が提案されたと思うが、特によかったと思う点について質問があり、奥長良観光開発株式会社からは、高齢者利用で要望があれば送迎を検討する。さらに、利用料の上限がある中で、努力して指定管理料の負担を下げたい。また、ホワイトピアたかすを経営しており、営業面でノウハウを生かし、行政ではできないような広告・宣伝等PRをしたいとの提案があったとの説明がありました。

福祉の向上が条例にも出てくるが、会社経営であり、もうからない場合はできないことも考えられるが、料金設定も含めて、どこまで、いつまで市が関与するのかとの質問があり、指定管理は条例の目的を達成することが条件であり、利用料金を上げる条例改正を行うことは指定管理の条件変更になるので、その場合は再募集ということもあり得る。一方、複数の施設経営をする団体ではあるが、スキー場の利益を福祉のためにというような考え方ではなく、温泉単体での採算を考えており、そのように指定管理料を積算している。福祉については以前のレベルを参考にできるだけやっていただきたいと願っており、交渉していきたいとの説明がありました。

修繕を行った場合の負担割合について質問があり、市の指定管理施設の修繕については一定のルールがあり、基本的には、公共的設備5万円以下は指定管理者の負担、それ以上は市の負担。基本的設備20万円以下は指定管理者の負担、それ以上は市と協議。営業的設備50万円以下は指定管理者の負担、それ以上は2分の1ずつ双方負担との説明がありました。

行政が行うと赤字で民間が行うと黒字ということは、行政はもうかる施設で赤字を出していたと言えるのではないかと。指定管理者制度にすると赤字解消が見込まれ、行政が経営すると赤字となるが、何か問題点があるのかとの質問があり、行政が行う場合にはさまざまな規制がある。一方、地方自治法では初めは公共団体に委託できるというものであったが、民営的な発想で運営しても市民は困らないことが実証され、指定管理者制度が導入されてきた経緯がある。その施設を専門に任されて運営する場合と、単なる人事異動で任命されてきた場合とは、やはり違いがあるとの説明がありました。

指定管理料500万円は出し過ぎではないかとの質問があり、公募によらない方法の場合はもっと細かく交渉を行うが、今回は公募であり、一番少ない金額を提示したのは奥長良観光開発株式会社であった。市の積算額の中には除雪費や温泉施設の管理に携わる高鷲振興事務所の職員経費が入っていないなどのリスクが含まれている。これを含めて500万円という数字を出してきている。また、指定管理料は営業状況によって減額の方であり、毎年の経営状況を見な

から算定することとしており、第1期はこの金額で指定管理を行いたいとの説明がありました。

議会で承認ということであるが、既に2月19日に選定結果通知が出されており、このことはどう理解すればよいかとの質問があり、指定管理の指定団体となるべき団体は、指定管理の候補団体となって初めて議会に上程できるものであり、この候補団体を選ぶのが指定管理者候補団体選定委員会である。候補団体となった上で議会の議決を得て指定団体となるが、その間においては準備行為ができ、4月1日指定管理導入へ向けてそれを行っているところであるとの説明がありました。

現在勤務している8人の日々雇用職員の処遇について質問があり、できるだけの継続雇用を要望しているとの説明がありました。

燃料代が湯の平温泉1,700万円、子宝の湯1,200万円、湯星館2,100万円とばらつきがあるのはどういう理由かとの質問があり、燃料タンクの容量が子宝の湯は2万リットルと大きく、単価が安くなる。ほかは2,000リットル、4,000リットルと少ないことから単価に差が出るとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第61号 郡上市明宝温泉湯星館ほか1施設の指定管理者の指定について。

借地料について質問があり、借地面積は7,894平方メートルで、単価は1平方メートル当たり90円との説明がありました。

シルバー業務委託と使用料の1,600万円について質問があり、シルバー委託料は日々雇用が4人と少ない分をシルバー派遣の人材で賄っており、1,600万円についてはほとんどが源泉の使用料との説明がありました。

損益計算書によると人件費がない会社と言えるが、なぜかとの質問があり、支払い手数料に260万4,635円の計上があるが、事務を明宝ハムの職員に委託しているとの説明がありました。

明宝温泉株式会社と次の議案の明宝マスターズの住所が同じであるが、よいかと質問があり、道の駅の中に観光協会が入っている。設立のときに、そこを産業の拠点にしようということで明宝温泉株式会社の事務所も置き、実際の事務は振り分けた。その後明宝マスターズが入ってきたという経緯があるとの説明がありました。

入館者が毎年減少しているが、経営の改善策について質問があり、指定管理者の指定申請書に、従業員教育や、飛騨・美濃有料道路の無料化にあわせ看板も立て誘導するとか、日曜日のバイキングメニューの充実、アンケートの実施、仕入れ原価の見直し、「ムリ・ムダ・ムラ」をなくすなどの計画がある。市としても、機械について専門知識を教えるなど支援が必要と考えているとの説明がありました。

明宝ハムへの手数料260万円は高いのではないかと質問があり、手数料については、税の

申告、決算、経理などを含めてすべて事務を委託していることから、この額となっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第62号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について。

道の駅北側のテナント9施設の今後の見通しについて質問があり、指定管理に対する反対があるわけではないが、まとまり切れなかった。市としてはテナント料369万6,000円をもらっているので支障はないが、2年後にはまとめたいたとの説明がありました。

1年間でまとまらなかった原因について質問があり、テナント会という会があり、共益費や修繕費等の話をしているが、それぞれのテナントに温度差があり、まとまらなかったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上のとおり報告いたします。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。

以上、報告をいたします。

○議長（美谷添 生君） 続きまして、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員長、13番 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） 文教民生常任委員会の御報告を申し上げます。

その他の議案ということで、議案第63号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、フレンドシップつくしの家は家族会が中心となって運営し、NPOコミシス郡上が支援団体として深くかかわってきたが、未法人では障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所の指定が受けられないため、平成20年度から社会福祉協議会が指定管理者となって運営をしていた。平成22年度からはNPOコミシス郡上が県の認可を受けたので、指定管理者として指定したいとの説明を受けました。

委員から、指定管理料は幾らであるのかとの質問があり、大勢の方が利用しており、今後も黒字が見込まれるので、指定管理料についてはゼロ円にて管理運営をしていただくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

○議長（美谷添 生君） それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第59号 郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第60号 郡上市湯の平温泉の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

議案第61号 郡上市明宝温泉湯星館ほか1施設の指定管理者の指定について、質疑を行いま
す。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とするこ

とに決定いたしました。

議案第62号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第63号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長報告は、原案を可とするものであります。委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第66号から議案第94号までについて(委員長報告・採決)

○議長(美谷添 生君) お諮りをいたします。日程47、議案第66号 辺地総合整備計画の策定についてから日程75、議案第94号 財産の無償譲渡について(美並門福手集会所)までの29件を一括議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第94号までの29件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました29件は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告をいただき、質疑、討論、採決をしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告いただきます。

委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員会委員長、20番 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） それでは、委員会報告を行います。

総務常任委員会報告書。

その他の議案で、議案第66号 辺地総合整備計画の策定について。

市長公室長から、辺地に係る法律に基づき、辺地計画を新たに策定するもので、前計画が21年度で期間が終了するため、22年度から新たな計画を立て、有利な財源を確保するための計画であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第67号 財産の無償譲渡について（大瀬子コミュニティ消防センター）、議案第68号 財産の無償譲渡について（郡上八幡千虎農林集会所）、議案第69号 財産の無償譲渡について（郡上八幡河鹿1区集落センター）、議案第70号 財産の無償譲渡について（郡上八幡河鹿2区集落センター）、議案第71号 財産の無償譲渡について（郡上八幡林農林集会所）、議案第72号 財産の無償譲渡について（栄町・今町・今小町集会所）、議案第73号 財産の無償譲渡について（愛宕町・朝日町集会所）、議案第74号 財産の無償譲渡について（東町二区集会所）、議案第75号 財産の無償譲渡について（剣集会所）、議案第76号 財産の無償譲渡について（大間見集会所）、議案第77号 財産の無償譲渡について（大間見いこいの家）、議案第78号 財産の無償譲渡について（河辺研修所）、議案第79号 財産の無償譲渡について（場皿集会所）、議案第80号 財産の無償譲渡について（大島コミュニティセンター）、議案第81号 財産の無償譲渡について（中西地区コミュニティ消防センター）、議案第82号 財産の無償譲渡について（高鷲小洞集会所）、議案第83号 財産の無償譲渡について（高鷲切立集会所）、議案第84号 財産の無償譲渡について（高鷲中洞集会所）、議案第85号 財産の無償譲渡について（高鷲向鷲見集会所）、議案第86号 財産の無償譲渡について（高鷲鷲見集会所）、議案第87号 財産の無償譲渡について（高鷲西洞集会所）、議案第88号 財産の無償譲渡について（美並勝原公民館）、議案第89号 財産の無償譲渡について（美並木尾多目的集会所）、議案第90号 財産の無償譲渡について（美並くじ本転作技術研修センター）、議案第91号 財産の無償譲渡について（美並半在転作技術研修センター）、議案第92号 財産の無償譲渡について（美並梅原集会所）、議案第93号 財産の無償譲渡について（美並高原集会所）、議案第94号 財産の無償譲渡について（美並門福手集会所）。

審査に当たり、議案第67号から議案第94号までの28件は、資料等が一連となっているため一括議題として説明を求め、委員からの要望で、総括質疑、一括して採決を行いました。

総務部長から、今回上程した普通財産の無償譲渡施設は、昨年の12月議会で公の施設設置条例から削除した集会施設24施設、普通財産として今まで管理していた集会施設4施設で、合計

28施設である。無償譲渡に当たっては、用途指定を集会所と明確化し、10年間は指定用途に供するという条件を付した契約を締結する予定であるとの説明を受けました。

総括質疑として、委員から、集会施設は1自治会に1施設が基本であるが、議案第76号の大間見集会所と議案第77号の大間見いこいの家は同じ自治会へ譲渡となっている。また、集会所の敷地が神社地であり、実質的に神社への譲渡ではないかという質問があり、大間見集会所は昭和52年に1階を診療所、2階を集会所として整備し、その後、診療所を廃止して、平成10年に新しく大間見分校跡地に大間見いこいの家を整備したものである。その当時、大間見集会所は地元へ譲与したという認識であったが、実際には旧大和町から行政財産として引き継がれていたため、今回の大間見いこいの家の譲渡とあわせて、正規な手続をもって譲渡するものである。また、大間見集会所の敷地は神社地となっているが、建物は神社用でなく地区集会所として使用されている。自治会の規模はさまざま、大きな自治会では複数の集会施設を管理している場合もあるので、今後も同じ自治会へ複数の施設を譲渡することがあり得るとの説明がありました。

地区公民館施設と地区集会施設との関係について質問があり、地区集会所がない地区は公民館施設を利用している。社会教育施設でもあるため、使用料金については、今後、関係部署と調整に取り組んでいきたいとの説明がありました。

建設時の補助金等の問題について質問があり、今回提案している施設は、補助金等の返還対象となる耐用年数を経過し、また起債の償還が完了したものであるとの説明がありました。

集会施設の敷地の使用について質問があり、今回は建物のみを無償譲渡するもので、市有地については建物と一体化しているので無償で使っていただくとの説明がありました。

地縁団体への集会施設の敷地の無償譲渡及び建設時の地元寄附について質問があり、集会施設用地については建設時の経緯を調整しなければわからない。土地の実情を調べて個別に検討したいとの説明がありました。委員会として、土地の無償譲渡の際には確認できるよう資料提出を要求しました。

審査の結果、本委員会としては、議案第67号から議案第94号までの28件については全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸。以上であります。

○議長（美谷添 生君） それでは、議案第66号 辺地総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

お諮りをいたします。議案第67号 財産の無償譲渡について（大瀬子コミュニティ消防セン
ター）から議案第94号 財産の無償譲渡について（美並門福手集会所）までの28件を一括して
質疑、討論、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしのようでございますので、ただいまより質疑を行います。
質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論なしと認め、議案第67号から議案第94号までの28件を一括して採
決いたします。

委員長の報告は、各議案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異
議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第94号までの28件
は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第95号及び議案第96号について（委員長報告・採決）

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。日程76、議案第95号 市道路線の廃止について
から日程77、議案第96号 市道路線の認定についてまでの2件を一括議題としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号から議案第96号までの2件
を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました2件は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員

長より報告をいただき、質疑、討論、採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告いただきます。

委員長より、審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、15番 清水敏夫君。

○15番(清水敏夫君) それでは、付託を受けております議案第95号 市道路線の廃止について報告します。

建設部長から、本路線は市道新羽根本線と平行する路線であるが、新羽根本線改良により公共道路として機能を喪失ため、廃止するものとの説明がありました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、議案第96号 市道路線の認定について。

建設部長から、高鷲町の二反田支線、油島橋線、美並町の円空歩道橋線、中市場線、明宝の坂本峠線の5路線の認定について、写真での確認をするとともに、それぞれ説明がありました。

坂本峠線については県から無条件で払い下げを受けるのかとの質問があり、3年ほど前から移管に関する協議を進めており、平成21年度までに市から要望をし、舗装等の維持修繕工事が完了し、今回移管を受けることになったとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定をしました。

以上、報告いたします。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。以上でございます。

○議長(美谷添 生君) それでは、各議案につきましてそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第95号 市道路線の廃止について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第96号 市道路線の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可とするこ
とに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。3時20分まで休憩いたします。

(午後 3時05分)

○議長(美谷添 生君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時20分)

◎議報告第3号について(委員長報告)

○議長(美谷添 生君) 日程78、議報告第3号 行財政改革特別委員会の報告についてを議題
といたします。

委員長よりたつての要請でございますので、報告を求めます。

21番 金子智孝君。

○21番(金子智孝君) ただいま議長より許可をいただきましたので、行財政改革特別委員
会の報告をさせていただきます。

2年間にわたりました所管委員会としまして報告いたしておきますが、ただ、報告書はかな
りページ数がございしますが、できるだけ簡便に報告させていただきたいというふうに思っ
ております。冒頭部分の報告と、それからあとは项目的な報告と、そして特に、委員会として提言
という形になっておりますので、提言を中心に報告させていただきますので、よろしく願
いしたいと思います。

それでは報告をいたします。

当特別委員会の設置目的は、郡上郡7ヵ町村の合併により発足した郡上市のあるべき姿を展
望し、財政状況の実態と少子・高齢化社会の急速な進展を直視し、自主自立の新市の土台を築
くために、「郡上市行財政改革集中改革プラン(平成17年から21年)」並びに「郡上市行政改
革大綱(平成21年から25年)」を実現するための提言を行うものである。

平成16年3月1日スタートした郡上市にあって、郡上市議会は合併を議決した責任を執行部
と共有し、合併以前からの巨額な債務残高の重圧からの脱却と、地域間格差の是正及び負の資

産の究明と解消に向けて市民目線で点検総括し、行政の透明化に努めてきたところである。

このことにより、平成16年から平成20年の初期における財政健全化に向けて、次のことが行われた。1. 合併協定の遵守による入湯税の即時導入で年間平均4,700万円の税収入があり、5年間で約2億3,700万円の歳入確保。2. 合併時に継承された損失補償契約に基づく、債務負担行為4件、約10億円の解約・解消を図った。3. 公設民営化の理念に基づく大型事業の見直し（温泉施設事業5.8億円の見送り等）。4. 議会改革として市議会議員の定数30名を21名とし、9名減員。なお、これは条例上は定数26名というものを25名にしたわけであり、これらは議会での論議の中で提言・提案することにより実現したものであり、一定の成果を生んだものである。

このような初期的な取り組みから、さらなる財政健全化を進めるために、平成20年4月に設置された「郡上市行財政改革特別委員会」の活動報告を総括し、最終報告を提言するものであります。

一つ、特別委員会の活動の経過。

委員会開催状況、延べ日数15日、括弧内は省略します。うち、意見聴取日数、延べ3日間、視察研修、延べ5日間、委員会中間報告2回であります。

二つ目では、主な行財政改革の目標と実績につきましては、執行部より行政の成果をお伺いしましたので、その内容は記載のとおりでありますので、皆さん方、御一読をお願いしたいと思います。表になっておる一覧につきましても、ぜひ御一読をお願いしたいと思います。

2. 職員定数、合併10年間で約200名純減の課題がございましたが、これにつきましても、執行部における行政報告、成果としては下記に一覧してありますので、御一読をお願いしたいと思います。

3. 公債費負担適正化計画、実質公債費比率18%以下の課題につきましても行政成果につきましては以下に記載してございますので、ぜひとも御一読いただきたいと思ひます。それぞれの表の一覧につきましても数字が羅列してございますが、御一読をぜひともお願いしたいと思います。

4. 行政改革の主な成果及び実績、これにつきましても一覧のとおり記載をしてございます。そうしたものにつきましても執行部より報告をいただきましたので、一覧しておきますので、御一読をお願いしたいと思います。

3. 当面の課題について。

1. 公の施設（地区集会所）のあり方について、それも執行部の考え方につきましては既に執行部から承っておる内容を記載してございますので、御一読をお願いしたいと思います。

そのことに関します提言につきましても、以下、朗読させていただきます。提言1. 集会施設

の払い下げに当たり、公費投入の実績がある施設については、譲渡契約書により、払い下げ以降における用途廃止、転売等に対する制限条項、またはペナルティー条項を設けること。二つ、普通財産となっている集会施設を自治会等は無償譲渡する場合は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、速やかに議会の議決を求めること。以上が提言であります。

2. 財産区のあり方につきまして、それぞれ現状につきましては執行者からの説明を列記しておりますので、一読をいただきたいと思ひます。

財産区に対する提言、1であります。石徹白財産区、明宝財産区等における面積表示において、森林簿と特別会計上の公簿面積において大幅な差異があるので、管理計画・施業計画を進める上からも、実面積で表示できるよう把握をすること。これが提言であります。

3. 入札制度改革について、以下に列記をしておりますが、この点につきましても執行部の現在の措置状況について一覧をしておりますし、その表の中にはそれぞれの年度の全体の落札率を表記しておりますので、これも一読をお願いしたいというふうに思ひます。

提言について報告させていただきます。1. 業務委託契約に対してもテクリスを適用し、契約金額100万円以上の委託業務に対しても登録を義務づけること。2. 条件つき一般競争入札の拡大のため、地域別、業種別、ランク別分類を行い、公平性・透明性の確保のため、基準を公表すること。文言の説明はそこにありますので、この文言につきましては御一読をお願いしたいと思ひます。

4. 出資団体、非出資団体につきましても下記に一覧を掲げております。これも執行者の方の措置について記載をさせていただきますので、御一読をお願いしたいと思ひます。

提言といたしまして、一つ、施設使用料及び借地料については、一般業者との格差是正の面からも、早期に支払いを求めること。2. 指定管理団体以外の団体・企業に対する使用収益権は認めず、賃貸借契約等により正当に使用する場合は、猶予なく使用料を徴収すること。3. 雇用者の宿舎に供する土地の使用料は、猶予なく徴収すること。以上3点であります。

4. 中・長期課題について。

一つ、議会改革に関する課題、議会基本条例の制定に向けて、下記に状況等の説明をしておりますので、これまた一読をしていただきたいと思ひます。なお、議会基本条例制定の背景ということでも、所見につきまして記載をさせていただいておりますので、これまた申しわけございませんが、一読をお願いしたいと思ひます。

議会基本条例に関する提言でございます。1. 郡上市における議会基本条例は、市民に開かれた議会として地方分権や地方主権の確立のために制定を目指すことを求める。二つ、選挙公営制度のあり方についてであります。この件につきましても、県下21市中14市が制定をしておりますが、羽島市の状況等事例を視察いたしまして以下列記をしておりますので、御一読をい

ただきたいと思います。

提言といたしまして、一つ、郡上市は、広大な地域を有し、行政区域も大きな広がりを持つ「市」である。したがって、議会活動範囲も極めて多大なものがあり、有志・有能な議員を育てることも重要である。選挙活動に要する負担を軽減する公費負担制度も法に認められる範囲において否定するものではない。この制度の導入については、市民的な視点に立って議会が判断すべき事項である。

以上の提言をまとめましたので、報告をさせていただきます。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市行財政改革特別委員会委員長 金子智孝。

なお、この調査に当たります資料につきましては、一覧にいたしまして議員の皆さんに配付するよう手配してございますので、ぜひとも御一読をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（美谷添 生君） 以上で報告を終わります。

◎議報告第4号について

○議長（美谷添 生君） 日程79、議報告第4号 過疎・辺地総合対策特別委員会の報告についてを議題といたします。

過疎・辺地総合対策特別委員会から別紙のとおり報告がありましたので、お目通しをいただきたいと思います。

◎請願第1号から陳情第3号までについて（委員長報告・討論・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程80、請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める請願についてから日程85、陳情第3号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書までの6件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号から陳情第3号までの6件を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました6件は、所管の各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告いただき、質疑、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告いただきます。

各委員長より順次、審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、20番 田中和幸君。

〇20番（田中和幸君） それでは、委員会報告を行います。

総務常任委員会報告書。

請願関係。

請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める請願。

事務局に請願要旨を朗読させ、紹介議員から、憲法において、国籍を得れば参政権が付与され、国籍を有しない者の参政権は憲法違反であるとの説明を受けました。

委員から、請願文書に一部疑問があり、国名の固有名詞を記載されており、表現自体も平和的ではない。地方議会の権能としては意見書の内容によっては外交問題に影響を及ぼすことがあるので、慎重な態度をとることが望ましいという行政実例があるとの意見がありました。

国際的感覚から文面も問題であり、地方議会がこのような意見書を出すことは問題であるとの意見もありました。

慎重な対応も求める請願であり、請願自体は必要という意見がありました。

通常国会への提出は現在のところ見込めないが、特定の国名を入れる必要がないとの意見がありました。

固有名詞は問題があるが、参政権付与は慎重になるべきであるとの意見がありました。

さまざまな意見があり、結論を出すのは難しいという意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で継続審査にすることに決定しました。

請願第2号 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める請願。

事務局に請願要旨を朗読させ、紹介議員から、日本の家族は古くより血でつながり、夫婦は一心同体として暮らしてきた。戸籍等の記載も紛らわしく、行政現場でも混乱を招くことも危惧される。国の慎重な対応を求める請願であり、意見書の提出を求めるとの説明を受けました。

委員から、請願は選択的夫婦別姓に否定的であり、むしろ古い家族制度から選択できることにする制度である。家庭崩壊などは別姓がない状況でもある問題であり、別の対策が必要である。慎重に行うことは当然であるが、社会問題を一層助長するとの観点には賛成できないとの意見がありました。

別姓がなくても家族がばらばらという状況であり、選択肢として必要ということ自体も必要でないと考え、賛成であるとの意見がありました。

日本古来の文化が崩壊し、問題が出てきている。精神面での統一が重要なことは認識しているとの意見がありました。

慎重を期するということには認められるので異論はない。民俗阻害、純血主義に固辞すると国際社会から孤立するという認識があり、慎重審議を求めることに賛同するとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で請願第2号を採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸。以上であります。

○議長（美谷添 生君） 続きまして、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） たびたびすみません。もうこれが最後でございますので、お許しをいただきます。

それでは、継続審査議案となっておりました陳情第2号 地方・住民を切り捨てる地方分権改革・道州制の流れを白紙に戻し国民本位の地域行政の確立と中部地方整備局の事務所・出張所の存続について意見書の提出を求める陳情書。

さきの12月定例会において継続審査としており、審査を行いました。

委員会において、地方分権改革は地方6団体においても推進する立場である以上、総論賛成各論反対ではなく、慎重に対応するべきとの意見が出ました。

審査の結果、陳情第2号は本委員会としては全会一致で不採択することとし、改めて郡上の実情を加味した意見書を提出することとしました。

上記のとおり報告します。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。

以上、御報告いたします。

○議長（美谷添 生君） 続きまして、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員長、13番 尾村忠雄君。

○13番（尾村忠雄君） それでは、文教民生常任委員会、陳情関係について御報告申し上げます。

陳情第1号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情。

委員から、直接契約制度と直接補助方式の内容について質問があり、直接契約制度も直接補助方式も具体的な内容は国から示されていないので推測であるが、今は保育所への入所決定を市で行っているのを、直接契約制度になると、市は保育の必要性だけを判断することになり、保育が必要と認められた利用者が直接保育所へ申し込むという形になる。保育料も、私立・公立を問わず一度市の歳入としていたのを、保育園へ直接納めていただくことになることだと思う。また、直接補助方式は、他市や県へ確認したが、概要がつかめないということで、直接契約制度よりもまだ具体的な議論になっていないという状況である。このような話が出てきた背景には、都市部において待機児童の問題がかなり顕在化しているということで、新規事業者の参入を促進して待機児童の解消を図るのがねらいであると思うとの説明がありました。

委員から、一般財源化による影響ということの解釈について質問があり、補助金という形ではなく、保育園に係る分も普通交付税に算入されるため、全体の普通交付税の中で保育園分の交付税額が明確でなく、また、市で配分するため、国がこれだけの金額を保育園に充てたことがわからないということだと思ふとの説明がありました。

また、郡上市の場合、基準額以外に平成22年度の当初予算では7,300万円ほど負担の軽減措置をしており、本来の保育料が1億7,600万円ほどであるので、さらに軽減措置をしている。市は独自政策にて子育て支援を既にやっている部分があるとの説明もありました。

委員から、一般財源化になると市の裁量で多くの予算確保もでき、市独自の政策も立てられるので、悪いことばかりではないとの意見もありました。

委員から、他市の状況について質問があり、中濃圏域の市では美濃加茂市が3月定例会にて審査中であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案を不採択することに決定しました。

陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情。

委員から、障害者自立支援法の現状について質問があり、障害者自立支援法施行前は1ヵ月に1日でも2日でも通所すれば1ヵ月分の報酬が算定されたものが、施行後は通所分しか算定されなくなったため、報酬が下がることになった。その後、障害者自立支援法施行前の報酬よりも下回ったときは補てんする制度が整備され、事業所へ払われる仕組みになっているので、事業所としては施行前とあまり変わらない状態である。障害者自立支援法は原則利用者負担1割であるが、負担が大きいということで市町村民税非課税世帯は月額1,500円または3,000円に軽減された。さらに、ことしの4月からは市町村民税非課税世帯は無料となり、郡上の場合、多くの方が該当するため、あまり影響は出ないと思われるとの説明がありました。

また、同じ世帯でサービスを受けている方が複数ある場合は、合算した額が上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給される制度もあるので、費用負担が膨らむものではない。陳情は、応益負担を応能負担という内容であるが、現状の制度は両方があわさった中で負担が大きくなるようになってきているとの説明がありました。

委員から、郡上市にも多くの施設があるが、利用者からの要望や意見はあるのか質問があり、郡上市内の障害福祉サービス事業所へ通っている方の工賃は、事業所ごとに時間給や日額も異なっており、通所回数も個人差があるので比較は難しいが、工賃を利用料の方が大幅に上回って負担が苦しいという状況はないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案を不採択することに決定しました。

陳情第3号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書。

委員から、児童福祉法24条では、市町村が保育実施責任を持つように決まっているのかとの質問があり、児童福祉法24条例では、保護者から申し込みがあったときは、入所要件を満たしているのかを審査し、入所要件を満たしている場合は入所を決定することが市町村の義務として明確にされているとの説明がありました。

委員から、郡上には待機児童はいるのかとの質問があり、郡上には待機児童はいないとの説明がありました。

委員から、陳情第1号とも関連するし、陳情内容に幼保一体化に遺憾であるということは、現在、郡上市は幼保一体化を進めようとしているので、採決に反対であるとの意見もありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案を不採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成22年3月26日、郡上市議会議長 美谷添生様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。以上でございます。

○議長（美谷添 生君） それでは、請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める請願について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 委員会報告は継続審査ということでございましたが、この内容は委員会でもかなり問題になったんですが、不適切な表現もいろいろありますし、それからこの制度に対する不理解と申しますか、そういうことがあるというように私は思いましたので、取り下げのべきであるというように考えました。

それで、簡単に言えば、外国人永住者は60万ほどあって、その方は日本の中で地方で生活してみえて、税金も払い、仕事もし、地域の生活を共有しておるわけですので、当然そういう方は地方参政権については認められるべきだということだと思っておりますし、そういう方向になっておると申します。ヨーロッパ諸国では、多くの国々がそういうようになっております。そういう点で、これを継続審査にしてまた同じ審議をするんじやなしに、取り下げるべきであるということで、この継続審査に反対をいたします。

○議長（美谷添 生君） 請願第1号に賛成の諸君の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論を終結し、採決を行います。

委員長報告のとおり、継続審査に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（美谷添 生君） それでは、賛成多数と認め、委員長報告のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

請願第2号 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める請願について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 反対の討論をいたします。

委員会でもいろいろ論議をされたんでありますけれども、これを出された方の真意といいま
すか、ねらいは、この選択的夫婦別姓をすると家庭が崩壊するとか、それから子どもの教育に
悪いとか、そういう言い方をしてみえますけれども、これは既に10年以上も前にそういった国
の法制審議会で答申も出そうということで論議をされておるんですね。そして、そこから出て
きたんやけれども、自民党政権のもとで、これはまずいぞという意見があつて、ずうっと出て
こなかったと。しかし、その間に、例えば国連の女性差別撤廃機構だったかな、ちょっと正確
でないんで申しわけありませんが、そこでも、ぜひそういう選択をして、これはみんなそうす
るということではなしに、選択をして、別姓でないと都合が悪い、今自分の使っておる姓をこ
れからもどうしても使わんならんという希望のある人は選択をしてできるようにするんだとい
うことで、国際的にもかなりそういうことは広がっておるということですので、そういう現実、
世界の状況も理解した上でこの問題に対処する必要があるというように思うんです。非常に、
そういう人は家庭を壊す、そういうことになるというような判断だけではなしに、現に家庭崩
壊、そしていろんな問題があるのは全く別の理由でなっておるんですから、そういった点で、
冷静にこの問題は対処して、これはそれをやらないという言い方ですけど、私は進めていく必
要があると、そのことが人権であるとか民主主義の前進にもかかわっていくんで大事だとい
うように思いますので、この請願の採択には反対をいたします。

○議長（美谷添 生君） 請願第2号に賛成の諸君の討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） 賛成の立場から討論をいたします。

女性の社会進出に伴う改姓の不利、少子化によるところの家族の存続を願う立場から夫婦別姓の利点の主張がされてきましたが、夫婦別姓は家族別姓であります。家族としての一体感が損なわれることも危惧し、家族がますます個人個人へとなることを助長するように思われ、日本の伝統的家族像と異なるという観点から、現状では時期尚早と受けとめ、別姓導入には慎重な対応を求めるものであります。よろしく申し上げます。

○議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論を終結し、採決を行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（美谷添 生君） 賛成多数と認めます。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

陳情第2号（継続） 地方・住民を切り捨てる地方分権改革・道州制の流れを白紙に戻し国民本位の地域行政の確立と中部地方整備局の事務所・出張所の存続について意見書の提出を求める陳情書について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） 申しわけありません。これも、この前のときも申し上げたんですけれども、私はここで言う道州制についても大変問題があるというように思っておりますし、ここでは中心は地方整備局の事務所や出張所を置いておいてほしいと、ちゃんと国はそういう手だてをせよということですので、これは本当に大事なことだというように思います。確かに地方分権改革について反対をしておるようにはこれとはとれますけれども、この地方分権改革の中身についても、私は本当に問題がいっぱいあったということでこれは出ておるんですから、ここで言う事務所、出張所の存続について、ぜひこれは存続してほしいと、こういうやつを出してほしいというように思うので、この不採択と、そして郡上の実情を加味した意見書、それはまた見せてもらわなわかりませんが、不採択には反対をします。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 請願第2号（継続）に不採択の諸君の討論を許可します。

12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） この陳情書を見ますと、「地方分権改革・道州制の流れを白紙に戻し」とあります。我々は、国の状況も加味する中で、地方分権改革は必要だと思っておりますので、こういった道州制の流れを白紙に戻すといった意見書には反対せざるを得ません。

また、野田議員が言われたように、例えば地方分権の中で、中部地方整備局、また事務所、出張所の存続についてと。またこれは別の問題でありまして、こういった制度がどんな形で守られるかは今後の議論によるところであります。

そういったこと、地方のことを加味して我々も意見書を出し、国の実情も考えながら、この地方分権が財源の移譲に伴う、そういった地方分権改革であることを願っておりますので、そういった意味での意見書を出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 討論を終結し、採決を行います。

請願第2号（継続）を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（美谷添 生君） 賛成少数と認めます。よって、陳情第2号（継続）は不採択とするこ
とに決定いたしました。

陳情第1号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情につ
いて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） この問題も、今の民間保育所の運営費を一般財源化すると、財政の苦し
いところがそちらへ回らんというようなことから非常に心配されております。そのほか、ここ
にあります、保育の責任を地方自治体がだんだんとらない、少しにしていくという、責任をと
らないようにしていくということについてもやっぱり問題であるし、そういう動きは既に起こ
っておりますので、そういう点で、これは大事な問題の指摘だということに思います。

なお、ちょっと先ほどあったと思うんですが、幼保の一元化の問題も、これについては郡上

市はそういう方向で動いておるといふ指摘があったようでございますが、私は郡上市がその一元化の方向で進めておるのではないというように思いますので、これはひょっとすると次の議題のところの指摘かな、失礼いたしました、そちらはその後の方で。失礼いたしました、あんまりいろいろありますので。そういう点で、今の2点について、この問題は大事だというように思いますので、この陳情を採択することを求めます。

○議長（美谷添 生君） それでは、陳情第1号に不採択の諸君の討論はございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 7番 山田忠平君。

○7番（山田忠平君） 今回のこの委員長報告の不採択については賛成の討論であります。国では、子ども手当の財源をめぐって浮上した民間保育所運営費の一般財源化について、平成21年12月8日に閣議決定に基づいて、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることとあわせて、地方主権を進める観点から、地域主権戦略会議において、補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス、給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の論議を行い、その見直しについては平成23年度の予算編成過程において十分検討を行っていくということとしております。

したがって、今年度の22年度についても民間保育所の運営費の一般財源化はなく、今後は国の動向を見ながら、またあるいは他市との状況も考慮しながらということで、不採択に賛成するものであります。よろしく申し上げます。

○議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） それでは討論を終結し、採決を行います。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（美谷添 生君） 賛成少数と認めます。よって、陳情第1号は原案を不採択することに決定いたしました。

陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

○4番（野田龍雄君） これは委員会は不採択ということで、しかも中には、例えば郡上には対象者がいないもので影響が出ないとか、それは事実だというように思っていますが、応益負担についても、現状の制度は両方があわさった中で負担が大きくなると書いてありますけれども、これは基本は応益負担なんですね。どんだけサービスを受けたかということに対する負担をする、しかし一面では支援をしておるので、そのことが応能負担という意味なんだろうと思いますけれども、基本は応益負担で、この応益負担が大変利用者にとって苦しいものになっておるといように思います。

それから、工賃を利用料の方が大幅に上回って負担が苦しいと、これは前から問題にされておったことでありまして、昨年でしたか、その前でしたか、見直すということで多少は見直されたというように聞いておりますけれども、実際にはそんなに利用者の方が利用料が低くなって大変助かっておるといようなことではないように聞いております。

そういった意味で、やはりこの障害者自立支援法の応益負担、それから日額払い方式についても、これは随分全国で困ったというやつが出ております。ここには、そんなにはないというようなことが、事業所としては前と変わらないと書いてありますけれども、そういう点がありますので、私はこれは非常に、施設等の切実な願いをぜひ僕は聞いていく必要があると、それにこたえていく必要があると思いますので、こうした問題についても採択をされるように求め、委員会の不採択には反対を申し上げます。

○議長（美谷添 生君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（午後 4時10分）

○議長（美谷添 生君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時30分）

○議長（美谷添 生君） 陳情第2号について、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（美谷添 生君） 賛成少数と認めます。よって、陳情第2号は不採択することに決定いたしました。

陳情第3号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書について、質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 質疑なしと認め、原案に対する討論を行います。

委員長報告は、不採択であります。陳情第3号に対する討論を求めます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) 私も、時間も過ぎておるし、本当は皆さんの意向は大体わかっておるもんで結果はわかるんやけれども、やっぱり少しでもよくなってほしいということで意見を言わせてもらっておるつもりなんです。それで、皆さんからこれは反対がなければ、本当なら賛成していただきたいと僕は思うんやけれども、反対意見がなくても賛成意見を言わせてもらえらんなら、僕は言わせていただきたいということです。

○議長(美谷添 生君) 賛成討論をしてください。

(挙手する者あり)

○議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

○4番(野田龍雄君) これは、保団連という、岐阜には保育のことに對して一生懸命条件をよくしようということで頑張ってみえる人たちがいます。私の友達の奥さんが一生懸命やってみえるし、聞いてみると本当に都会では大変なんですね、保育問題というのは。郡上では入れんところがないなんてことはないような、その点では恵まれているというように思いますけれども、しかし、根っこは同じでして、やっぱり保育制度が充実していくということは物すごく大事だと思うんです。

今、本当に、金がないというようなことや、それから民間に任せる方がいいというようなことで、本当に公の責任を放棄するような動きがありますので、私はそういった意味でも、ここで言われておる、自治体の公的責任を大事にせよと、そしてナショナルミニマムの保障する仕組みをちゃんと維持してほしいという願いをぜひ聞いて、国へもそういう陳情をしていくということが大事だというように私は思いますので、ぜひ議会の皆さん方にも賛同していただいて、この問題、特段これをやると困るという問題はないような気がします。反対意見もないようですし、ぜひ賛同していただきたいというように思います。

○議長(美谷添 生君) ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(美谷添 生君) 討論を終結し、採決を行います。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(美谷添 生君) 賛成少数と認めます。よって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

◎議発第1号について（委員会付託）

○議長（美谷添 生君） 日程86、議発第1号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、及び各常任委員会から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付いたしておりますとお申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、日程の追加をしたいと思います。

日程87、議案第97号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてから日程89、議発第3号 地方分権改革の推進に関する意見書についてまでの3件を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認め、3件を日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、あらかじめ時間を延長しておきます。

◎議案第97号について（提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程87、議案第97号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

○市長公室長（松井 隆君） 議案第97号 郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。平成22年3月26日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市和良町三庫4679番地、氏名、池戸佳代子、生年月日、昭和25年9月14日。主な経歴でございますけれども、平成14年7月20日から平成20年2月29日まで農業委員を務められ、また平成16年4月1日から現在に至るまで和良地域審議会委員でございます。

なお、任期につきましては、平成22年4月30日から平成26年4月29日までの4年間でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（美谷添 生君） ただいま議題になっております議案第97号について同意を求める件は、原案に同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議発第2号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程88、議発第2号 選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

日置議会事務局長。

○議会事務局長（日置良一君）

議発第2号

選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成22年3月26日提出

提出者 郡上市議会議員 田中和幸

賛成者 郡上市議会議員 古川文雄

賛成者 郡上市議会議員 村瀬弥治郎

郡上市議会議長 美谷添 生様

選択的夫婦別姓法案提出について慎重な対応を求める意見書（案）

結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正案が、国会に提出される動きがあるとの情報が入っている。

私たちの家庭・家族は古くより祖先と子孫は一つの血と命で繋がり、そして夫婦は一心同体、子は宝という心情の絆で結ばれ、家庭・家族の生活を営んできた。このことは日本の歴史と文化を貫く根幹であり、生活すべての基準であると言える。また、夫婦は親子の絆を最も大切にする道徳的存在であり、国家社会の基礎的単位である家庭は家族の一体感を高め、同時に社会

的に夫婦親子であることを公に示す役割を持つものである。

しかしながら、夫婦別姓制度の導入により、夫婦間に生まれた複数の子どもの姓について、父親または母親のいずれかの姓を選択できるようにした場合、親子兄弟が異なる姓を名乗ることになり、家族の一体感が損なわれる恐れがある。世界の大多数の国で維持されているファミリー・ネームというものがなくなり、他人が見て誰が家族なのかわからないという不都合が生じるとともに、戸籍や住民票の記載も紛らわしいものとなり、行政現場での混乱も来たしかねない。

また、子どもが姓を選択する制度又はどちらかの姓に統一する制度になった場合でも、子どもの姓が親の姓と異なる状況を生み出してしまう。親子を巡るさまざまな痛ましい事件が報じられ、家庭崩壊の危機が叫ばれる中、選択的夫婦別姓制度の導入は、家族の一体感や絆を損ね、その崩壊を加速助長するものである。

夫婦別姓のため、私たちの家庭・家族が根底から覆され「家族の維持」より「個人の利便」が優先する利己一辺倒の社会となれば、祖先より子孫へという繋がりを大切にする精神的伝統は断絶し、高齢者の介護や親族間の扶養義務の思いも薄まり、伝統文化は急速に変質することが憂慮される。

日本の伝統文化を守り、国の繁栄と平和な生活と共栄を願う立場から、国においては、「夫婦・親子同姓」制度を堅持するため、選択的夫婦別姓法案につき慎重な対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月26日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

○議長（美谷添 生君） 提出者の説明を求めます。

20番 田中和幸君。

○20番（田中和幸君） ただいま意見書の案を朗読していただきましたとおりであります、日本の伝統文化を守り、国の繁栄と平和な生活と共栄を願う立場から見ても、国においては夫婦・親子同姓制度を堅持するため、選択的夫婦別姓法案につき慎重な対応を強く要望するとい

うことであります。

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

議発第2号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号については原案を可とすることに決定いたしました。

◎議発第3号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（美谷添 生君） 日程89、議発第3号 地方分権改革の推進に関する意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

日置議会事務局長。

○議会事務局長（日置良一君）

議発第3号

地方分権改革の推進に関する意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成22年3月26日提出

提出者 郡上市議会議員 武藤忠樹

賛成者 郡上市議会議員 清水敏夫

賛成者 郡上市議会議員 川嶋 稔

賛成者 郡上市議会議員 鷺見 馨

郡上市議会議長 美谷添 生様

地方分権改革の推進に関する意見書（案）

地方分権改革推進法では、「地方分権改革の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われる」こととされ

ており、地方分権改革推進委員会では、2008年12月8日の第2次勧告に続き昨年10月第3次勧告が行われたところである。

こうした勧告を受け、国においては組織機構改革による公務員の削減をはじめ、本市においては、国道156号の移譲計画が検討されているが、地方においては、交付税の大幅な削減や社会保障関係経費の増大、さらには世界的な経済不況の中で、地方財政は危機的な状況におかれている。

特に中山間地にとっては、住民の安心・安全な生活を直接支えている国道や地方道の整備や河川整備は喫緊の課題であり、国、県等の協力なくして事業を進めることが困難な状況である。

このため、地方分権改革の推進にあたっては、新政権の主要施策である地域主権実現のため地方の実情を勘案した組織改革、ならびに地方への財源移譲となるよう、地方自治体の意向を最大限尊重するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月26日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
行政刷新担当大臣
地方分権改革
推進委員会委員長

○議長（美谷添 生君） それでは、提出者の説明を求めます。

12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） 今、事務局が朗読いたしましたように、この地方分権改革というのは、国の現状、借金の多さ、また地域社会の活性化のためにも、ぜひとも進めなければならない問題だと思っております。また、国の組織機構改革も必要不可欠なものと思っておりますが、ただ、現状、我々のこの郡上市におきましては非常に地方財政が危機的な状態にもありますので、こういったこともしっかり加味していただきまして、地方の実情を勘案した組織改革並びに地方への財源移譲といったことをしっかり考えていただきまして地方分権改革を行っていただきたい、そんな思いでこの意見書を出させていただきます。どうか議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決を行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

議発第3号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号については原案を可とすることに決定しました。

◎市長あいさつ

○議長（美谷添 生君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、市長のごあいさつをいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明君） 平成22年の第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議会におかれましては、3月5日開会以来、提出議案等について慎重に御審議を賜り、それぞれ御議決をいただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。なお、議案第9号につきましては、改正条例の施行期日について修正の上、議決をされたところでありますが、現下の厳しい経済・社会情勢を踏まえつつ、議会の見識を示されたものと受けとめさせていただいております。

もとより議会と執行部は郡上市の地方自治の車の両輪であり、双方ともに市民からの一層の信頼と評価をされますよう私どもも努力をしまいにまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

新年度予算を初めといたしまして議決をいただきました諸案件につきましては、ちょうだいいたしました御意見や御提案を踏まえつつ、適切に執行してまいりたいと考えておりますので、よろしく御指導を賜りたいと思います。

議会におかれましては、新年度に入って間もなく議会構成の変更が予定されているところでありますけれども、美谷添議長さん、渡辺副議長さん、また常任、特別の各委員会の正副委員長さんを初め議員各位には、この2年間、それぞれ適切な御指導を賜りましたことを厚く御礼申し上げ、深く感謝を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（美谷添 生君） どうもありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（美谷添 生君） それでは、平成22年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る3月5日から本日まで22日間にわたりまして、平成22年度の予算を初め条例改正など多くの議案を、議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、無事に終了の運びとなりました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと厚く感謝申し上げますとともに、衷心より御礼を申し上げますところでございます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれまして、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、その御苦勞に対しまして厚く御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

また、私も2年間という議長を拝命いたしまして、いろいろと皆さんに御迷惑をかけたことも多々あったことと思います。何とか2年を過ごさせていただきました。また、今期の定例会におきましても、ぶざまなところもございまして、議長の発言中、議決に関係のない軽微なことにつきましてはまた削除をするようなことも皆さんに御了解を賜りたいというふうに思います。

終わりにになりましたが、今定例会に寄せられました議員各位の理事者に対する発言、そして関係皆様方の御協力に対しまして深く御礼を申し上げ、議員各位におかれましては健康でますます御活躍いただきますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

◎閉会の宣言

○議長（美谷添 生君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成22年第2回郡上市議会定例会を閉会します。どうも御苦勞さんでした。

（午後 5時00分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 美谷添 生

郡上市議会議員 古 川 文 雄

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹



平成22年3月26日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会総務常任委員会

委員長 田 中 和 幸

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第8号	郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	修正案可決
議案第10号	郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第11号	郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第13号	郡上市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第14号	郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第18号	郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第19号	郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例について	原案可決
議案第21号	郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第22号	郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第23号	郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第42号	平成22年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について	原案可決
議案第43号	平成22年度郡上市駐車場事業特別会計予算について	原案可決
議案第46号	平成22年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について	原案可決
議案第48号	平成22年度郡上市大和財産区特別会計予算について	原案可決
議案第49号	平成22年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について	原案可決
議案第50号	平成22年度郡上市牛道財産区特別会計予算について	原案可決
議案第51号	平成22年度郡上市北濃財産区特別会計予算について	原案可決
議案第52号	平成22年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について	原案可決
議案第53号	平成22年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について	原案可決
議案第54号	平成22年度郡上市下川財産区特別会計予算について	原案可決
議案第55号	平成22年度郡上市明宝財産区特別会計予算について	原案可決
議案第56号	平成22年度郡上市和良財産区特別会計予算について	原案可決
議案第66号	辺地総合整備計画の策定について	原案可決
議案第67号	財産の無償譲渡について（大瀬子コミュニティ消防センター）	原案可決
議案第68号	財産の無償譲渡について（郡上八幡千虎農林集会所）	原案可決
議案第69号	財産の無償譲渡について（郡上八幡河鹿1区集落センター）	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第70号	財産の無償譲渡について（郡上八幡河鹿2区集落センター）	原案可決
議案第71号	財産の無償譲渡について（郡上八幡林農林集会所）	原案可決
議案第72号	財産の無償譲渡について（栄町・今町・今小町集会所）	原案可決
議案第73号	財産の無償譲渡について（愛宕町・朝日町集会所）	原案可決
議案第74号	財産の無償譲渡について（東町二区集会所）	原案可決
議案第75号	財産の無償譲渡について（剣研修所）	原案可決
議案第76号	財産の無償譲渡について（大間見集会所）	原案可決
議案第77号	財産の無償譲渡について（大間見いこいの家）	原案可決
議案第78号	財産の無償譲渡について（河辺研修所）	原案可決
議案第79号	財産の無償譲渡について（場皿集会所）	原案可決
議案第80号	財産の無償譲渡について（大島コミュニティセンター）	原案可決
議案第81号	財産の無償譲渡について（中西地区コミュニティ消防センター）	原案可決
議案第82号	財産の無償譲渡について（高鷲小洞集会所）	原案可決
議案第83号	財産の無償譲渡について（高鷲切立集会所）	原案可決
議案第84号	財産の無償譲渡について（高鷲中洞集会所）	原案可決
議案第85号	財産の無償譲渡について（高鷲向鷲見集会所）	原案可決
議案第86号	財産の無償譲渡について（高鷲鷲見集会所）	原案可決
議案第87号	財産の無償譲渡について（高鷲西洞集会所）	原案可決
議案第88号	財産の無償譲渡について（美並勝原公民館）	原案可決
議案第89号	財産の無償譲渡について（美並木尾多目的集会所）	原案可決
議案第90号	財産の無償譲渡について（美並くじ本転作技術研修センター）	原案可決
議案第91号	財産の無償譲渡について（美並半在転作技術研修センター）	原案可決
議案第92号	財産の無償譲渡について（美並梅原集会所）	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第93号	財産の無償譲渡について（美並高原集会所）	原案可決
議案第94号	財産の無償譲渡について（美並門福手集会所）	原案可決
請願第1号	永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める請願	継続審査
請願第2号	選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める請願	原案採択



平成22年 3月26日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会産業建設常任委員会

委員長 清 水 敏 夫

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第12号	郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第13号	郡上市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第14号	郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	郡上市下水道条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	郡上都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第38号	平成22年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第39号	平成22年度郡上市下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第44号	平成22年度郡上市宅地開発特別会計予算について	原案可決
議案第57号	平成22年度郡上市水道事業会計予算について	原案可決
議案第59号	郡上旬彩館やまとの朝市の指定管理者の指定について	原案可決
議案第60号	郡上市湯の平温泉の指定管理者の指定について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第61号	郡上市明宝温泉湯星館ほか1施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第62号	郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について	原案可決
議案第95号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第96号	市道路線の認定について	原案可決
陳情第2号 (継 続)	地方・住民を切り捨てる地方分権改革・道州制の流れを白紙に戻し国民本位の地域行政の確立と中部地方整備局の事務所・出張所の存続について意見書の提出を求める陳情書	原案不採択



平成22年3月26日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会文教民生常任委員会

委員長 尾 村 忠 雄

文教民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第18号	郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第19号	郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	郡上市子育て支援手当条例を廃止する条例について	原案可決
議案第21号	郡上市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第22号	郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第23号	郡上市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第36号	平成22年度郡上市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
議案第37号	平成22年度郡上市老人保健特別会計予算について	原案可決
議案第40号	平成22年度郡上市介護保険特別会計予算について	原案可決
議案第41号	平成22年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について	原案可決
議案第45号	平成22年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第47号	平成22年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
議案第58号	平成22年度郡上市病院事業等会計予算について	原案可決
議案第63号	フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について	原案可決
陳情第1号	民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情	原案不採択
陳情第2号	障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情	原案不採択
陳情第3号	保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書	原案不採択



平成22年3月26日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会予算特別委員会

委員長 森 藤 雅 毅

予 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第35号	平成22年度郡上市一般会計予算について	原案可決